

小川町第5次障害者計画・第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

おがわノーマライゼーション 2024

すべての町民が、障害の有無にかかわらず、
地域社会の中で安心していきいきと暮らせる町をめざして

令和6（2024）年3月

小 川 町

ごあいさつ

本町では、平成10年3月に「小川町障害者計画おがわノーマライゼーション21」を策定以来、障害のある人の生活状況やニーズなどを踏まえ、障害者施策を推進してまいりました。

その間、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和5年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「児童福祉法」の一部改正が施行されるなど、障害福祉に関する法律や制度が順次整備されてきています。

このような中、障害のある人の高齢化や障害の重度化など、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が地域社会で安心して生活できる基盤の整備が求められています。

本町においては、国の動向や社会情勢の変化に対応するとともに、より一層の障害者福祉の充実にあたるべく、「小川町第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 おがわノーマライゼーション2024」を策定いたしました。

本計画の目標像である「すべての町民が、障害の有無にかかわらず、地域社会の中で安心していきいきと暮らせる町をめざして」には、すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けての思いが込められています。

私たち一人一人が、障害のある人に対する理解を深め、障害のある人もない人も、その人らしく生きがいを持ち、安心して暮らしていけるまちの実現に向け取組を進めることが大切です。

今後もこの計画に盛り込まれた施策の実現に向け努めてまいりますので、障害のある方や関係団体の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただいた皆様、懇話会に御参加いただいた関係機関・団体の皆様、パブリックコメントに御協力いただいた町民・団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

小川町長

島田 康弘



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と障害者（児）施策の経緯	1
2 計画の目的と趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の構成と期間	5
5 計画の対象者	5
6 計画の策定体制	6
第2章 障害のある人等を取り巻く現状	7
1 町の概況	7
2 手帳所持者数など障害のある人の状況	8
3 障害者計画策定のための調査結果の概要	12
4 障害者計画・障害福祉計画等にかかる懇話会の概要	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 計画の基本理念と目標像	18
2 計画の基本目標	19
3 計画の体系	20
第4章 基本計画	21
基本目標I 障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（権利擁護、福祉のまちづくりの推進） ...	21
基本目標II 障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう（自立支援と相談の充実）	26
基本目標III 障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう（保健・医療の充実） ...	28
基本目標IV 障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう（住まいの場・日中活動の場の確保） .	31
基本目標V 障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）	35
基本目標VI 障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう（保育、教育、就労、社会参加の促進） .	37
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	42
1 基本的理念	42
2 提供体制の確保に係る目標	43
3 障害福祉・障害児福祉サービスの見込量	49
4 地域生活支援事業の利用状況と見込量	65
第6章 計画の推進	72
1 計画の推進の基本方針	72
2 計画の進行管理	72

資料編	73
1 用語説明	73
2 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例	76
3 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会名簿	78
4 小川町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会設置要綱	79
5 小川町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員名簿	80
6 計画策定の経過	81

用語解説について

本文中に※印のある言葉は、資料編に用語解説があります。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と障害者（児）施策の経緯

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、共に暮らしていく社会づくりを目指し、わが国では、これまで様々な障害者施策を推進してきました。そして、近年、社会を取り巻く状況は大きく変わり、国の法制度も著しく変化をし、障害のある人を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

（1）障害者基本法の公布に基づく長期計画の策定

平成5（1993）年、障害のある人の自立及び社会参加に向けた支援などのための施策について基本事項を定めるとする「障害者基本法」が成立し、この法律に基づき「障害者対策に関する新長期計画（障害者基本計画の第1次計画 平成5（1993）年～14（2002）年）」が策定されました。令和5（2023）年3月には、「第5次障害者基本計画（令和5（2023）年度～9（2027）年度）」を策定し、共生社会※の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁※を除去することを基本理念としています。

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の施行

平成25（2013）年4月には、「障害者自立支援法」を廃止し、「障害者総合支援法」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、日常生活・社会生活の支援が、障害者（児）の共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われるることを法律の基本理念としています。主な改正内容としては、①障害者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、②障害程度区分を障害支援区分に改定、③重度訪問介護の対象を拡大、④共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、⑤地域移行支援の対象を拡大、⑥地域生活支援事業の追加、⑦サービス基盤の計画的整備などとなっています。

（3）障害者の権利に関する条約の批准

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、

- (1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- (2) 一般的義務（合理的配慮※の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- (3) 障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及

び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)

(4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）
となっています。

平成 25（2013）年 11 月に衆議院、12 月に参議院で承認され、平成 26（2014）年 2 月 19 日に同条約は我が国について効力を発生しました。

令和 4（2022）年 8 月にはこの条約に基づき、国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」による我が国政府報告の審査が実施され、同年 9 月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

（4）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25（2013）年 6 月、障害者差別解消法が制定され、平成 28（2016）年 4 月 1 日から施行されました。

令和 3（2021）年 3 月には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮※の提供が義務化されました（令和 6（2024）年 4 月 1 日施行）。

（5）障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることを趣旨とした、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和 4 年 12 月に成立・公布されました（令和 6（2024）年 4 月 1 日施行（就労選択支援等一部については令和 7 年 10 月 1 日施行予定））。

（6）その他近年の制度改正等

その他、近年の主な制度改正等は、下表のとおりです。

年月日	法律名等
平成 30（2018）年 6 月 13 日	「障害者文化芸術活動推進法」（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）が公布・施行
令和元（2019）年 6 月 28 日	「読書バリアフリー法」（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）が公布・施行
令和元（2019）年 12 月 1 日	「成育基本法」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が施行（公布は平成 30（2018）年 12 月 14 日）

年月日	法律名等
令和2（2020）年3月31日	「埼玉県ケアラ一条例」が公布・施行
令和2（2020）年12月1日	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行 (公布は令和2（2020）年6月12日)
令和3（2021）年4月1日	「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行 (公布は令和2（2020）年5月20日)
令和3（2021）年9月18日	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行 (公布は令和3（2021）年6月18日)
令和4（2022）年5月25日	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 (障害者による情報の取得並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)が公布・施行
令和4（2022）年9月2日	障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見
令和5（2023）年11月1日	「埼玉県福祉のまちづくり条例」(改正)が施行
令和6（2024）年4月1日	「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律)が施行 (予定)

2 計画の目的と趣旨

障害のある人及び障害のある児童が、一人の町民として住み慣れた地域で、安心して暮らしていくまちづくりを実現していくことが求められています。

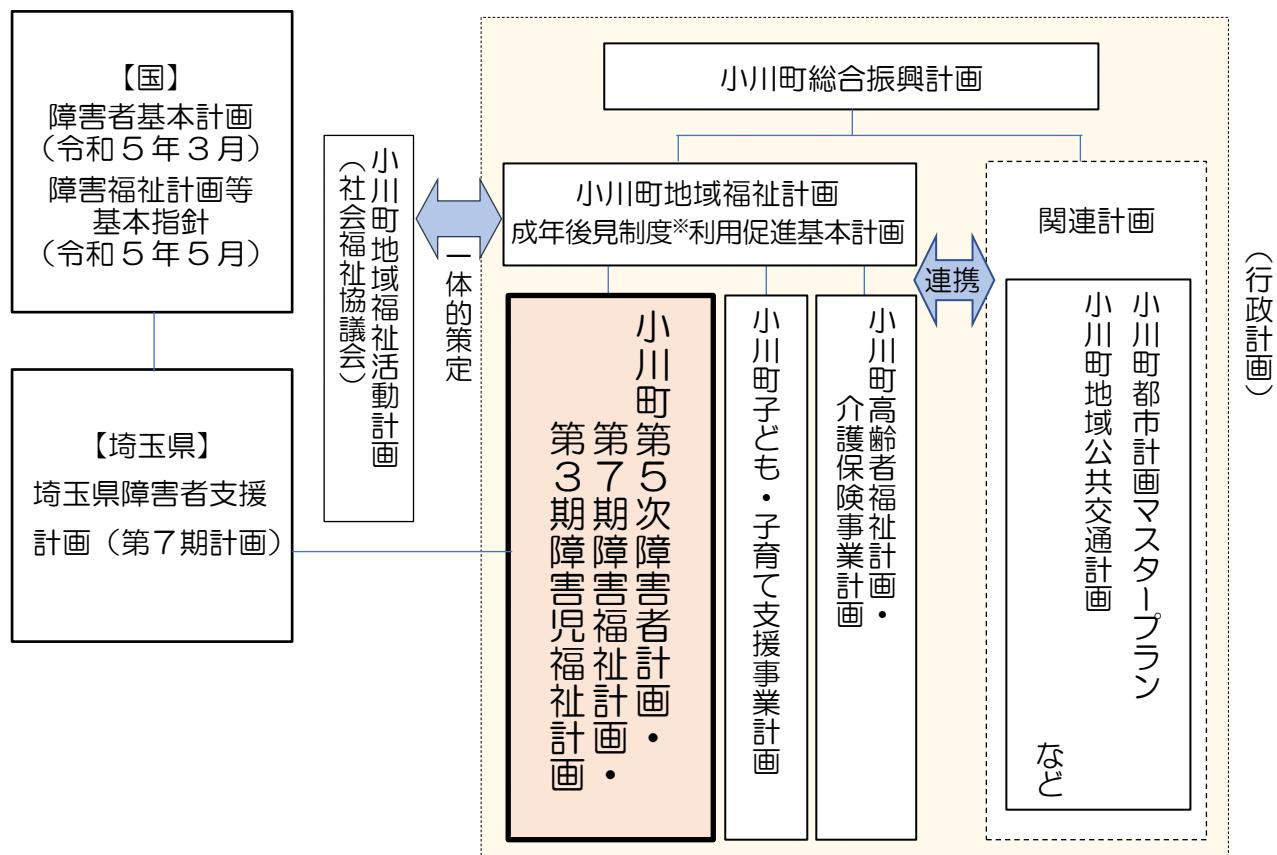
これまで本町においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策をより一層推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、「小川町第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 おがわノーマライゼーション2021」を令和3（2021）年3月に策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

これらの計画期間が満了することから、「小川町第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 おがわノーマライゼーション2024」として策定するものです。

3 計画の位置づけ

- 「小川町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。国及び埼玉県それぞれが策定した関連の計画との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的かつ計画的に定めます。
- 「小川町障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」であり、国の定める基本指針に即し、埼玉県の計画や町が策定した各種計画等との整合を図ります。
- 「小川町障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針や埼玉県の計画と整合を図ります。
- 「小川町第5次総合振興計画」（計画期間：平成28（2016）～令和7（2025）年度）の部門別計画として策定するとともに、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した他の関連計画との整合・連携を図ります。
- 町が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、町民や関係事業所・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

■主な関連計画



4 計画の構成と期間

障害者施策の基本的な計画「障害者計画」の対象期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間であり、中間見直しを行うこととします。

また、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」の対象期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

■計画の構成と期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	第4次障害者計画						第5次障害者計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

5 計画の対象者

本計画では、平成23（2011）年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する障害者を施策の対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

■障害者基本法第2条

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※ 精神障害者には、高次脳機能障害者を含みます。

以上の人々を対象とするほか、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、すべての町民を計画の対象とします。

6 計画の策定体制

「第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定にあたっては、策定委員会をはじめ以下の体制で行いました。

(1) 「小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会」の設置

障害者関係団体や保健・医療・福祉関係団体の代表者等、さらに一般町民により構成された策定委員会を設置し、障害者計画に必要な審議を行った結果を反映しています。

(2) 「小川町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会」の設置

庁内関係課職員により構成された策定検討委員会を設置し、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。

(3) 住民意識調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障害のある人の生活状況や意見・要望、及び広く住民の意見を把握するアンケート調査を令和4（2022）年度に実施し、結果を反映しています。（結果概要は12～15ページ参照）

(4) 障害関連団体懇話会の実施

障害のある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、町内の障害者関連団体との懇話会を実施しました。（結果概要は16～17ページ参照）

(5) パブリック・コメント※の実施

本計画の内容について広く住民の意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

1 町の概況

(1) 町の概況

小川町は、埼玉県のほぼ中央の比企郡に位置し、東西約 11 km、南北約 10 km、面積 60.36 km²で、南はときがわ町、東は嵐山町、西は秩父郡東秩父村、北は大里郡寄居町と接しています。

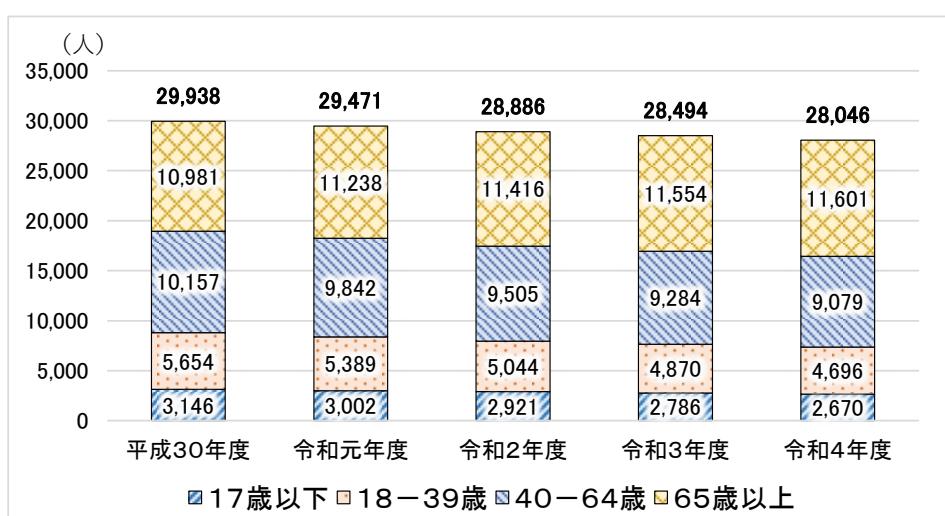
交通条件は、東武東上線、JR八高線、関越自動車道、国道 254 号、県道などによって周辺都市と結ばれています。

(2) 総人口の推移

総人口は、年々減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度末では 28,046 人となっています。

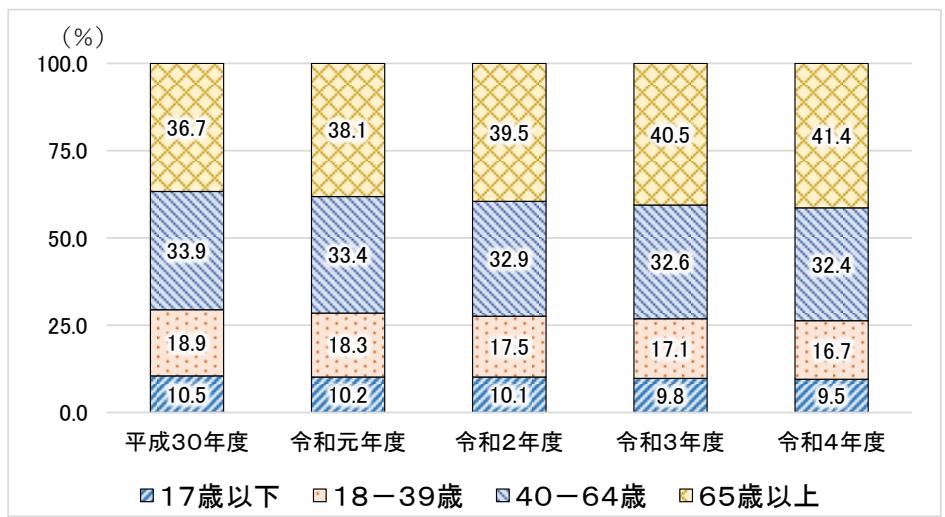
年齢別の構成をみると、64 歳以下の人口は減少しているものの、65 歳以上の高齢者の人口は増加しています。令和 4 (2022) 年度末における高齢者が占める割合は、41.4% となっています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年度 3月 31 日現在）

■年齢別人口割合の推移



資料：住民基本台帳人口（各年度 3月 31 日現在）

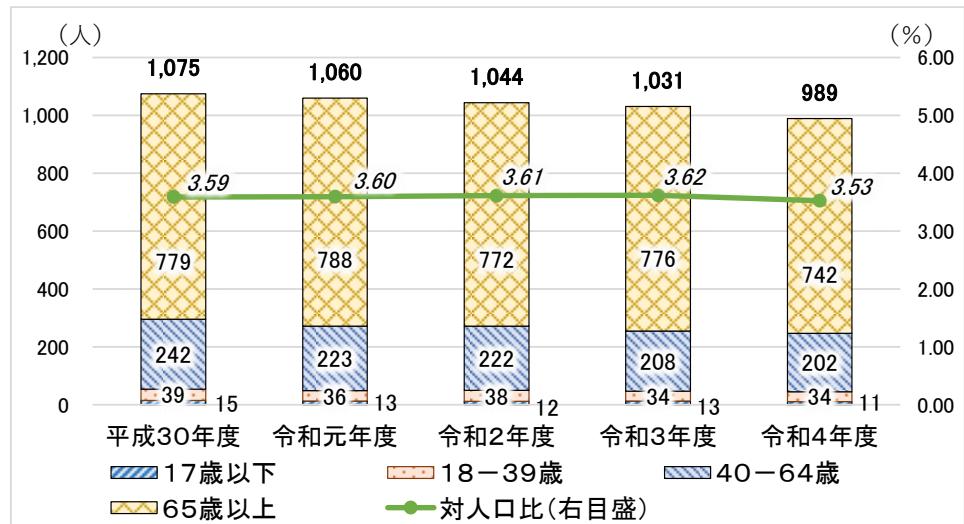
2 手帳所持者数など障害のある人の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、近年、減少傾向で推移しています。また、総人口に占める割合は近年 3.6%程度で推移していましたが、令和4（2022）年度は 3.53%と減少しました。年齢別にみると、65歳以上が多くなっています。

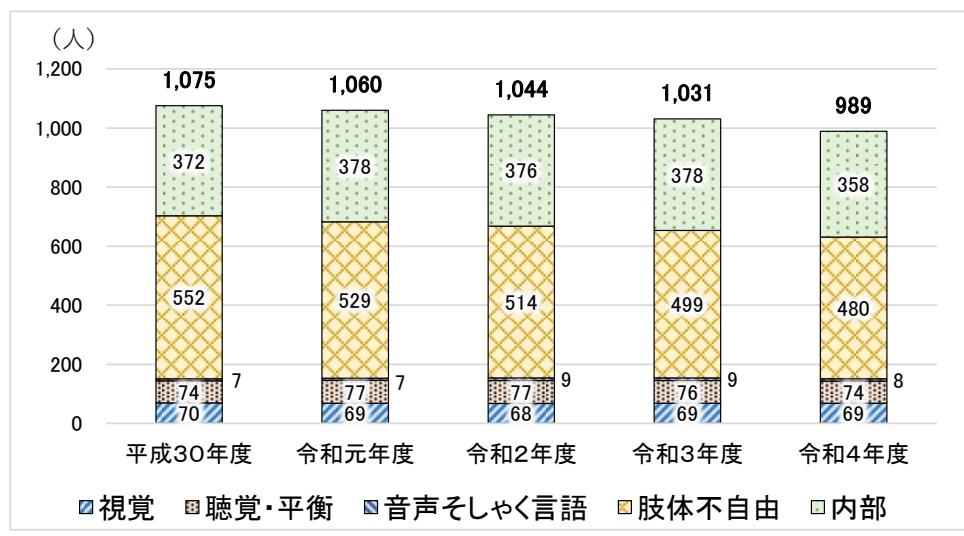
障害の種類別にみると、各年度ともに肢体不自由や内部障害で手帳所持者数が多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢区分別）



資料：各年度 3月 31 日現在

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）



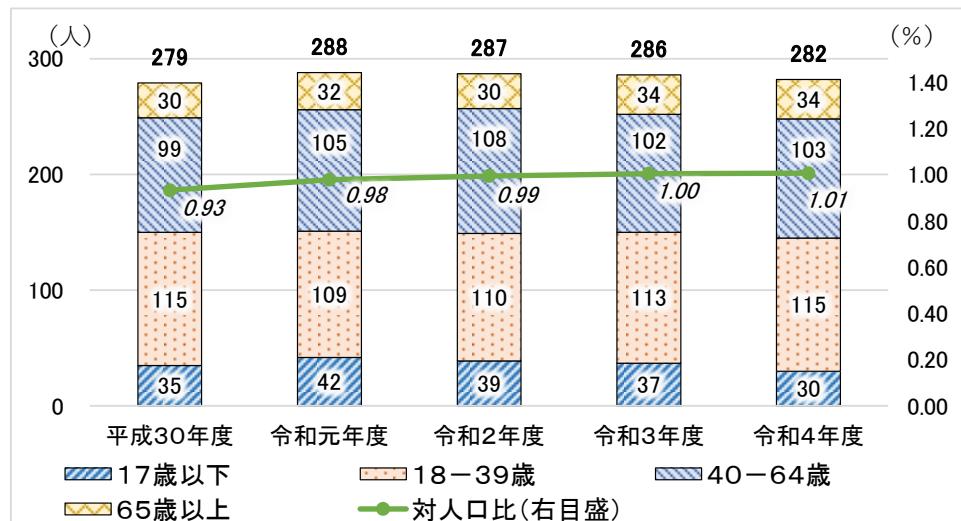
資料：各年度 3月 31 日現在

(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、横ばい傾向で推移しており、総人口に占める割合はやや増加傾向となっています。

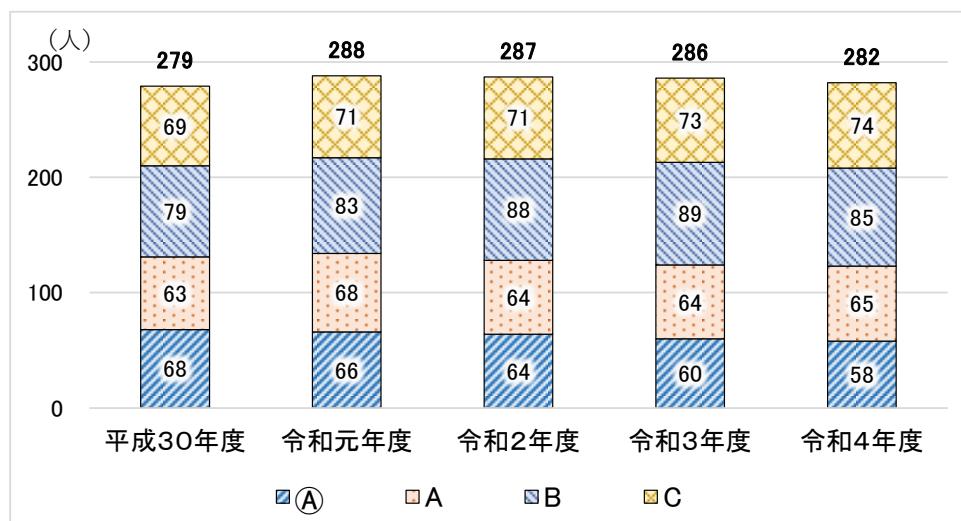
障害の程度別にみると、中度Bが多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢区分別）



資料：各年度 3月 31 日現在

■療育手帳所持者数の推移（障害の程度別）



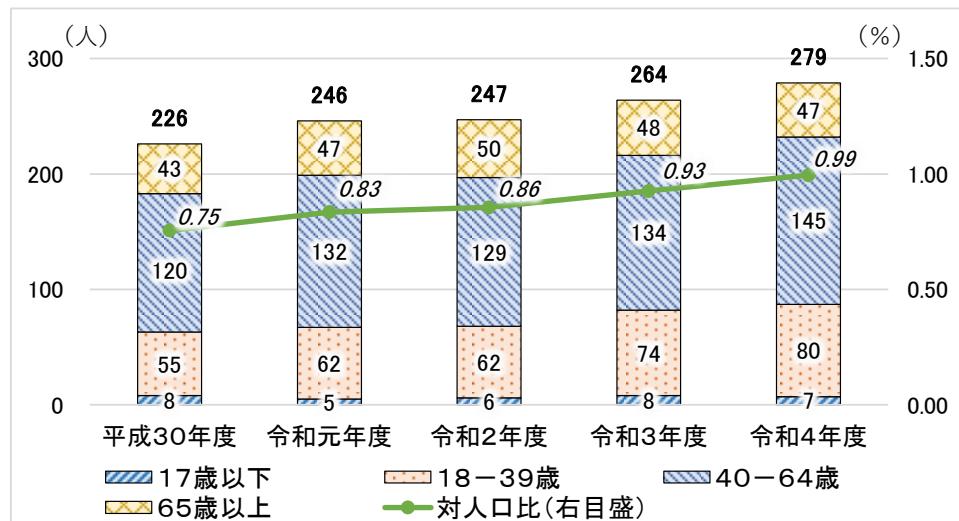
資料：各年度 3月 31 日現在

(3) 精神障害者等の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向となっています。年齢別では40～64歳の手帳所持者数が多くなっています。

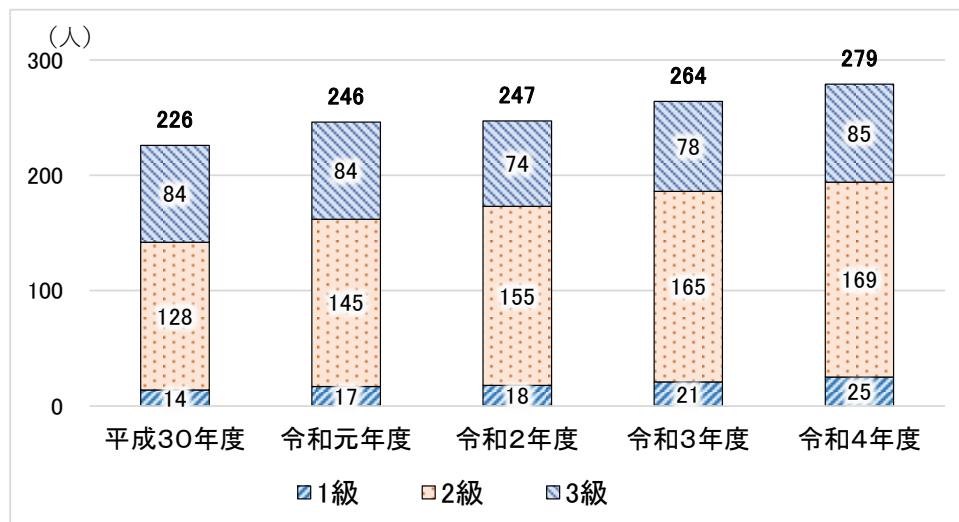
程度別にみると2級の手帳所持者数が多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢区分別）



資料：各年度3月31日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の程度別）



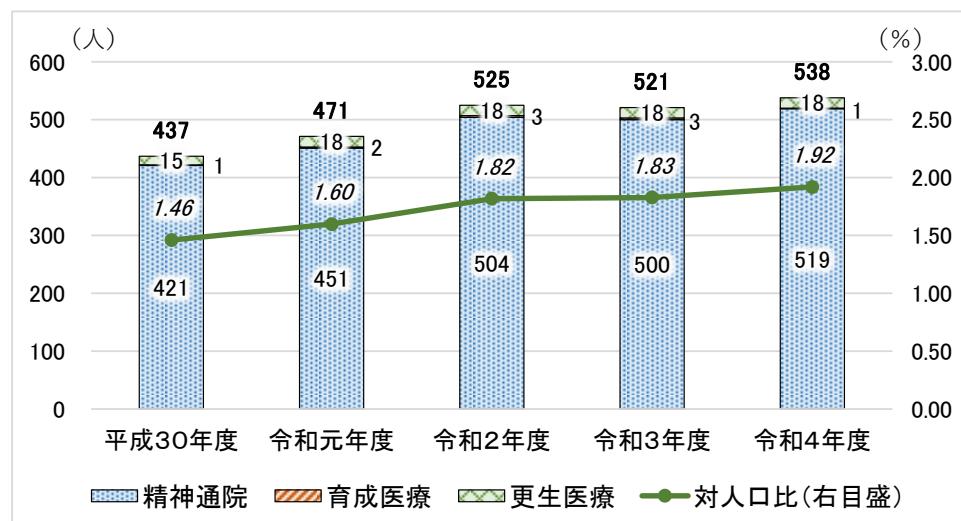
資料：各年度3月31日現在

(4) 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費受給者の推移をみると、「精神通院医療」の受給者が多く増加傾向となっています。

また、「更生医療」「育成医療」の受給者は、大きな変動は見られません。

■自立支援医療受給者数



資料：各年度3月31日現在

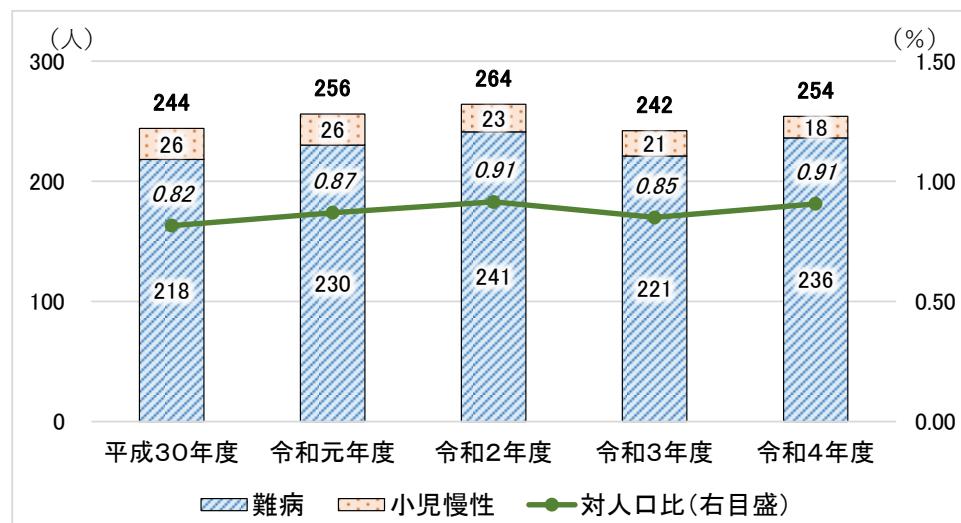
(5) 指定難病患者等の状況

難病患者に対する医療費の給付制度の受給者数については、220～240人前後で推移しています。

対象となる疾病は制度変更により増加しており、令和6（2024）年4月から、369疾患が対象となります。

小児慢性特定疾患医療受給者数は、やや減少傾向で推移しています。

■指定難病等医療給付受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



資料：各年度3月31日現在

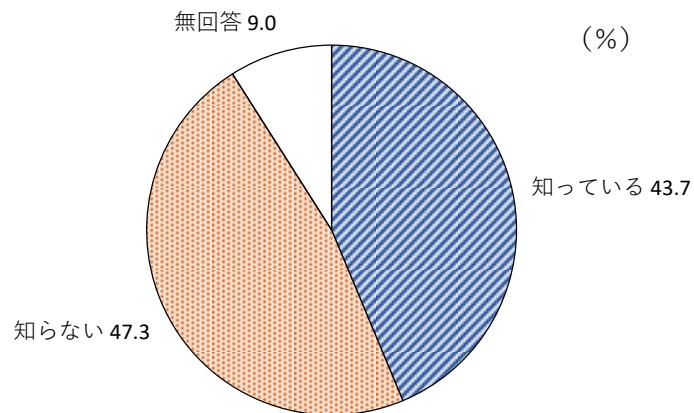
3 障害者計画策定のための調査結果の概要

- 障害者手帳所持者 1,464 人を対象に令和 4 (2022) 年 12 月から令和 5 (2023) 年 1 月に郵送方式により調査を実施
- 有効回収数 861、有効回収率 58.8%

(1) 共生社会*について

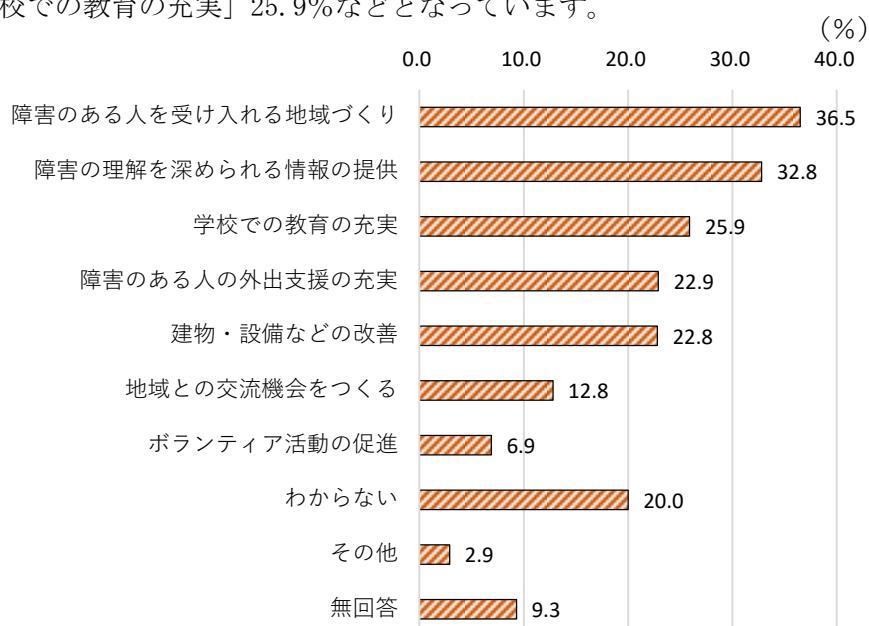
問 「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。(1つに○)

「共生社会」という考え方を知っているかでは、「知っている」が 43.7%、「知らない」が 47.3% となっています。



問 「共生社会」の実現に向けて、障害のある人の社会参加が進むには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

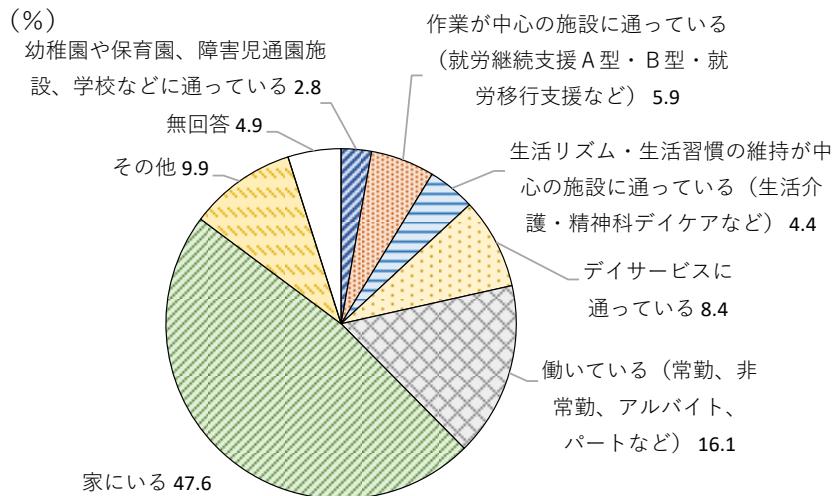
「共生社会」の実現に向けて、障害を持つ人の社会参加が進むために必要なことでは、「障害のある人を受け入れる地域づくり」が 36.5% と最も多く、次いで「障害の理解を深められる情報の提供」 32.8%、「学校での教育の充実」 25.9% などとなっています。



(2) 日中の過ごし方について

問 平日の昼間を主にどのように過ごしていますか。(1つに○)

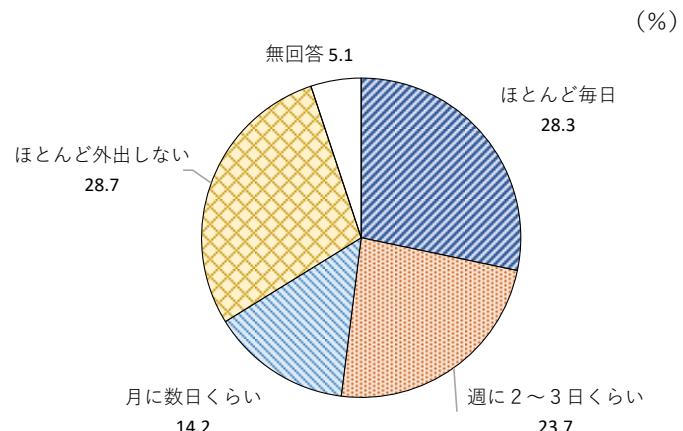
平日の昼間の過ごし方では、「家にいる」が 47.6%と最も多く、次いで「働いている（常勤、非常勤、アルバイト、パートなど）」16.1%、「デイサービスに通っている」8.4%、「作業が中心の施設に通っている（就労継続支援A型・B型・就労移行支援など）」5.9%となっています。



(3) 参加、外出について

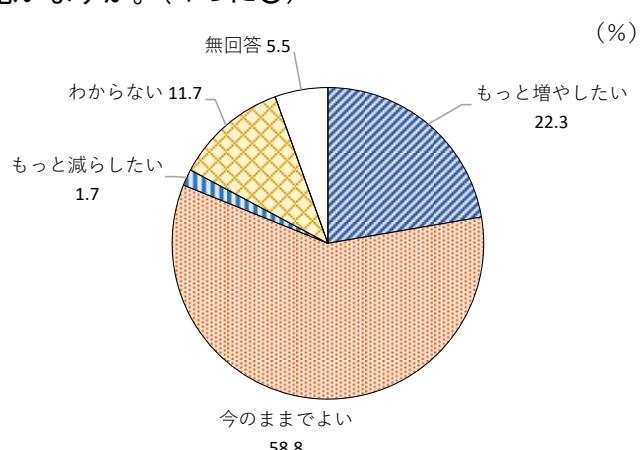
問 通勤・通学、通所、レジャーなどで、どのくらい外出しますか。(1つに○)

通勤・通学、通所、レジャーの外出の頻度では、「ほとんど外出しない」28.7%と最も多く、次いで「ほとんど毎日」が28.3%、「週に2～3日くらい」23.7%となっています。



問 今よりも外出する機会を増やしたいと思いますか。(1つに○)

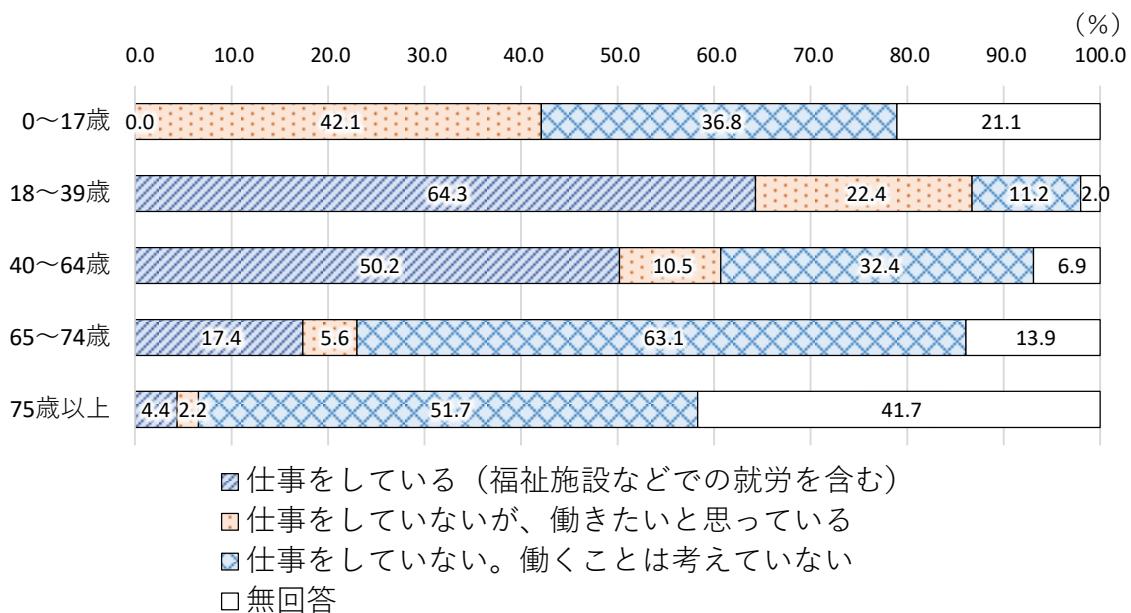
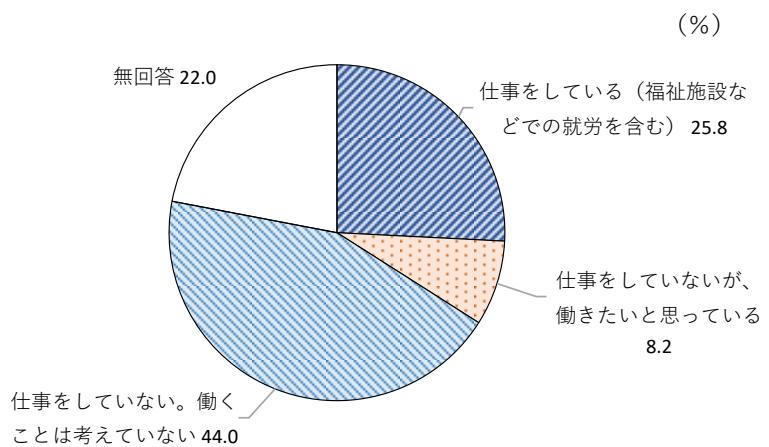
今よりも外出する機会を増やしたいと思うかでは、「今までよい」が58.8%と最も多く、次いで「もっと増やしたい」22.3%となっています。



(4) 就労等について

問 今の仕事の状況についてお答えください。(1つに○)

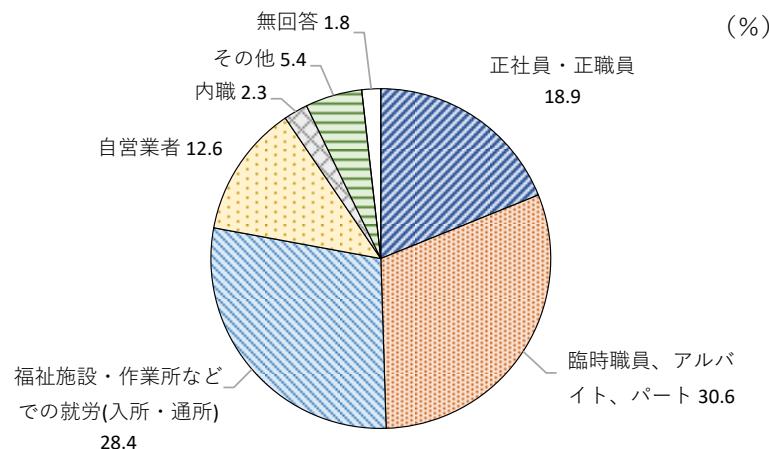
今の仕事の状況では、「仕事をしていない。働くことは考えていない」が 44.0%と最も多く、次いで「仕事をしている（福祉施設などの就労を含む）」25.8%、「仕事をしていないが、働きたいと思っている」8.2%となっています。18歳～39歳では、「仕事をしている（福祉施設などの就労を含む）」64.3%と「仕事をしていないが、働きたいと思っている」22.4%を合わせて 86.7%となっています。



【問で「1. 仕事をしている（福祉施設などの就労を含む）」と答えた方にお聞きします】

問 どのように働いていますか。(1つに○)

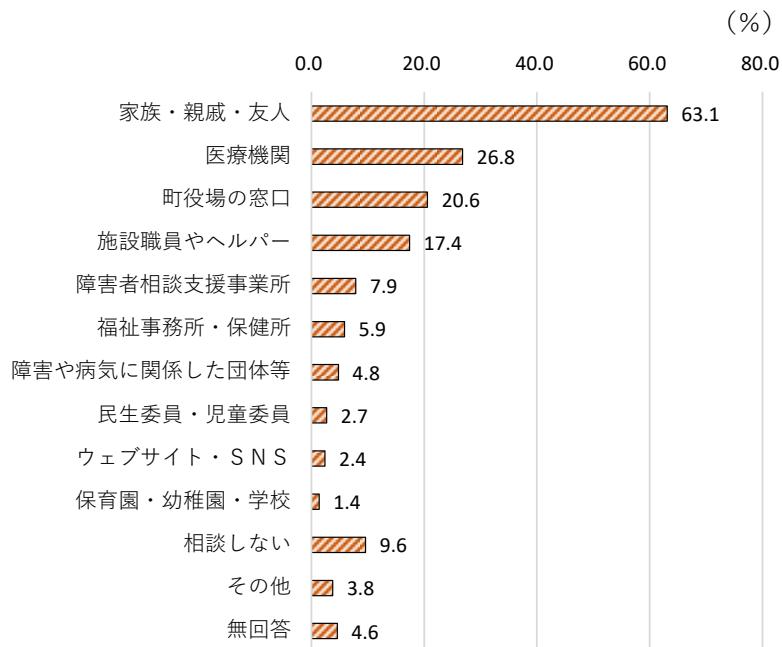
労働形態では、「臨時職員、アルバイト、パート」が 30.6%と最も多く、次いで「福祉施設・作業所などの就労(入所・通所)」28.4%、「正社員・正職員」18.9%となっています。



(5) 相談について

問 心配ごとや悩みがあるとき、どんな人（ところ）に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

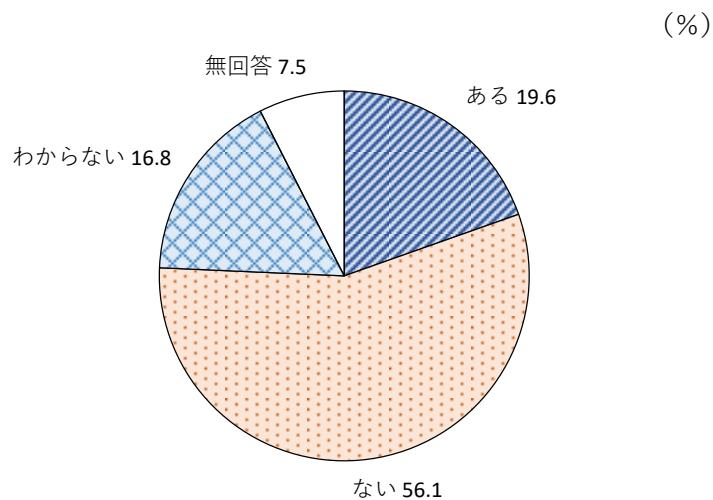
心配ごとや悩みの相談では、「家族・親戚・友人」が 63.1% と最も多く、次いで「医療機関」26.8%、「町役場の窓口」20.6% となっています。



(6) 差別、偏見について

問 ふだん、差別や偏見などを感じることがありますか。（1つに○）

差別や偏見などを感じることがあるかでは、「ある」が 19.6%、「ない」が 56.1%、「わからない」が 16.8% となっています。



4 障害者計画・障害福祉計画等にかかる懇話会の概要

(1) 懇話会の目的

障害のある人、障害のある児童等の保護者及び各ボランティア等団体関係者を対象に、各テーマについて自由に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 出席者

障害者団体の代表者やボランティア団体関係者を対象に、それぞれ意見を伺いました。

出席した団体は、小川町身体障害者福祉会、小川町手をつなぐ育成会、小川町聴覚障害者協会、小川町ひまわり手話サークル、小川町朗読ボランティアあじさい、東松山特別支援学校 P T A、小川町社会福祉協議会です。

(3) 実施概要

日 時：令和5（2023）年8月1日（火）

午前10時～11時30分

出席者：各障害者団体代表、ボランティア団体等 計7名

事務局（健康福祉課） 4名

(4) 懇話会での意見（一部抜粋）

【共生社会※の実現に向けて】

- ・障害者への差別は、法が整備されて減ってきている。引き続き無くしていきたい。
- ・見知らぬ人がいると視線が向くように、視線を感じることはある。まちの中に自然に溶け込めるような場があるとよいと思う。
- ・小学校で、普通学級に入ることで近所にどのような子がいるかわかるようになった。
- ・障害者も町の行事に参加できる体制ができればよい。
- ・外見からは聞こえない方、聞こえにくい方の状況がわからない。普通に生活しているのでわかりにくい。手話をどのように使っているか知る機会が必要。
- ・視覚障害のある方がどこにいるかわかれれば、情報を伝えることを含め、お手伝いできることがあると思う。
- ・障害のある子と町を歩いていて、視線を感じることははあるが、慣ってきた。
- ・福祉まつりなどで、障害者の普段の生活やデイサービスなどのサービスを紹介する場があるとよい。
- ・障害のことを正しく理解することが大事だと思う。当事者に会ったことがないので、対応の仕方がわからない。交流できる場が必要だと思う。

【障害者への理解を深めるために】

- ・コロナ禍で交流の機会がなくなった。交流の機会、集まれる場があるとよい。
- ・広報に障害者福祉を紹介するページを設けるとか、生活の中の一部分をこういう風に工夫して生活しているという情報発信が必要だと思う。
- ・事業者への啓発を進め、知っていただき、一人でも多く雇用していただきたい。

- ・聴覚障害のある方は、電車に乗っていて事故があってもわからない、車に乗っていて渋滞している理由がわからない。情報が入らないことで困っているということを紹介していただきたい。
- ・町の広報紙は、障害のある方の思いはあまり載っていないと思う。コーナーを設けては。
- ・障害者がこういう生活をしている、という機会、場があればよいと思う。
- ・全小学校で福祉教育を進めている。今後、中学校でも実施していくとよい。

【社会参加に向けて】

- ・理解が一番必要だと思う。障害のある子どもたちにどのような個性があるのかを知ってほしい。
- ・インターネットを使いこなせない親もいるので、情報弱者のための支援も必要である。専門的な人たちに支援をいただきたい。
- ・ろうの子どもたちは、坂戸にある学校に通っているが、普通の学校に通いたいという子どもたちを受け入れられるよう環境整備を進めてほしい。
- ・特別支援学校への入学時に、福祉サービス、放課後等デイサービスなどの情報があれば、よかつたと思う。
- ・医療的ケア児への看護師が不在の時期に保護者に対応して頂いた時期があった。

【日々の暮らしの充実のために】

- ・会社で障害を理解していただけるとありがたい。障害に適した仕事があるとよい。
- ・就労の場を見つけるとよいが、遠くまで働きに行くのは大変である。
- ・Ai を使った技術が進歩している。そのような技術を使って、暮らしやすくなるとよい。
- ・福祉の相談員の方とモニタリング※をして、困っていることを相談するとサービスを紹介して頂いたりしている。サービスの一覧があるとよい。
- ・町内にある企業から、作業を受託できるようにしてほしい。
- ・サービス提供側では、ヘルパーさんが減ったり、移送サービスの運転手が不足していたり、担い手の確保が課題となっている。

【住みよい環境づくりに向けて】

- ・近所づきあいはあまりない。障害者が住んでいると把握していれば声をかけていただけると思う。広報などで周知を図っているが、町なかでは声をかけていただけることは無いと思う。
- ・災害時、避難先を考える。普通の方と一緒に避難生活することは難しい。防災バッグとか準備しているが、自宅で過ごしてしまう。
- ・町内の施設で集まって避難できる場があるとよい。
- ・大雨の災害が発生した時、午前と午後で状況が変わった。ろう者は防災放送が聞こえないので、工夫が必要である。
- ・ろうの方は車で移動している方が多い。高齢化が進んで、デマンドタクシーを利用したいが、ファックスは使えない。
- ・災害時にどうするか登録案内が町からあったが、避難所に行って生活することは困難なので、自宅の庭への避難になると考えている。福祉避難所の設定をしている自治体があるので、小川町でも設置してほしい。防災マップの避難所に福祉避難所を位置づけられないか。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と目標像

【基本理念】

障害者基本法では、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害がある者」と定義しています。また、同法には「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念」が明記されています。

本計画は、この基本理念や障害者への定義を強く認識し、障害の有無にかかわらず、すべての町民が個人として尊重される地域社会づくりを目指し策定するものです。

【目標像】

病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害のある人が持てる能力を最大限に發揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を、ともに創っていく「地域共生社会※」を構築していく必要があります。

「障害」は社会と個人の心身機能の障害があいまってつくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方を基本とします。この考え方により、物理的バリア、制度的バリア、文化・情報のバリア、心のバリアの解消に向けた取組を推進します。

そこで、今後の本町における障害者福祉行政の在り方及び障害のある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、目標像を以下の通り定めます。

～すべての町民が、障害の有無にかかわらず、
地域社会の中で安心していきいきと暮らせる町をめざして～

2 計画の基本目標

「基本理念」を実現するための基本目標は、次の6つとなります。

基本目標I 障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（権利擁護、福祉のまちづくりの推進）

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

基本目標II 障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう（自立支援と相談の充実）

障害の特性にかかわらず地域生活で必要な情報をいつでも入手できるよう、情報提供体制の充実を図ります。また、障害のある人のニーズに対応した相談支援体制や地域生活における支援拠点を整備します。

基本目標III 障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう（保健・医療の充実）

障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。また、障害のある人の医療・保健・福祉の充実を図るため、関係機関との連携を強化していきます。

基本目標IV 障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう（住まいの場・日中活動の場の確保）

障害のある人が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために適切な福祉サービスを展開し、積極的な支援を行います。また、住まいの場を整備し、日中活動の場の充実を図ります。

基本目標V 障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）

各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障害のある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

基本目標VI 障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう（保育、教育、就労、社会参加の促進）

障害の特性に応じた適切な保育・教育の場や機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般就労※はもちろん、福祉的就労も含め、障害のある人一人一人の働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

3 計画の体系

基本目標Ⅰ

障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（権利擁護、福祉のまちづくりの推進）

- (1) 差別の解消及び権利擁護体制の推進
- (2) 障害者虐待防止体制の構築
- (3) 移動支援の充実
- (4) 道路・公共施設等の利便性の向上
- (5) 防災・防犯体制の確立

基本目標Ⅱ

障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう（自立支援と相談の充実）

- (1) 情報提供体制の充実による意思決定支援の推進
- (2) 相談体制と支援拠点の充実

基本目標Ⅲ

障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう（保健・医療の充実）

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応
- (3) 相談・訪問指導の充実
- (4) 精神保健福祉対策の充実
- (5) 障害者医療等の充実

基本目標Ⅳ

障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう（住まいの場・日中活動の場の確保）

- (1) 在宅生活への支援の充実
- (2) 日中活動及び活動の場の確保と充実
- (3) 住まいの場の整備の推進
- (4) 補装具・日常生活用具の利用促進
- (5) 難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等の支援
- (6) 福祉を支える人材の確保・育成

基本目標Ⅴ

障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）

- (1) 理解促進・福祉教育の推進
- (2) 交流活動・自発的活動の推進
- (3) ボランティア活動の促進

基本目標VI

障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう（保育、教育、就労、社会参加の促進）

- (1) 障害児支援の推進
- (2) コミュニケーション手段の充実
- (3) 働く場の拡充及び就労継続の支援
- (4) 学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進

第4章 基本計画

基本目標Ⅰ 障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（権利擁護、福祉のまちづくりの推進）

◇◆現状と課題◆◇

「障害者差別解消法」が平成28（2016）年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮※が義務化されました。これにより、町では、事業者などに周知するとともに、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁※の除去の実施に関する合理的配慮を推進する必要があります。また、障害者の「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められます。このため、障害のある人への成年後見制度※の啓発を推進するとともに、成年後見制度利用促進基本計画（令和3（2021）年3月策定）に基づき、利用しやすい環境整備を進める必要があります。

障害のある人の外出を支援するためには、ユニバーサルデザイン※で設計された施設等が重要となります。しかし、本町における公共施設や道路は障害のある人に対応した整備はあまり進んでいないのが現状です。

障害のある人への外出支援の充実が求められており、町では、デマンドタクシーの導入をはじめとして、鉄道・バスなどの公共交通の維持、充実に努めてきました。障害のある人が社会参加するために、町全体で総合的なバリアフリー化を促進し、障害のある人にやさしい福祉のまちづくりが課題です。

災害時の対応に関しては、避難行動要支援者※名簿の整備と個別避難計画の作成とともに、視覚や聴覚などの障害のある人に対する的確な情報提供や安全に避難できる支援体制の整備、福祉避難所の確保などに努める必要があります。

◇◆施策の方向◆◇

(1) 差別の解消及び権利擁護体制の推進

障害者差別解消法に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、住民に対しては、町のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。また、事業者の「合理的配慮※の提供」について、現在は「努力義務」となっていますが、障害者差別解消法の一部改正（令和3（2021）年6月4日）に伴い、令和6（2024）年4月1日から「義務」となります。

さらに、障害のある人への成年後見制度※の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成のための研修を行うとともに、法人後見を行う事業所の設置について支援します。

事業名	内容	担当部署
1 差別の解消の推進	「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消のため、相談窓口を設置するとともに、障害者差別解消支援地域協議会と連携し、障害に対する合理的配慮と差別の解消を推進します。また、障害のある人に対する理解を促進するための普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課
2 権利擁護・意思決定支援の推進	障害のある人の権利や権利行使の援助などを行う、県の「権利擁護センター※」の存在や事業内容について周知普及を図ります。また、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度による支援を必要とする障害のある人に対し、その利用の促進を図ります。 さらに、知的障害者、精神障害者が地域で安心して生活が営めるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「あんしんサポートねっと※」の利用を推進します。	健康福祉課
3 人権の啓発	誰もが支え合いながら共に生きる「共生社会※」の実現のため、障害のある人への理解を深めていく人権啓発を推進します。	総務課 生涯学習課

(2) 障害者虐待防止体制の構築

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年10月1日に施行されました。障害のある人に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、障害のある人の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

事業名	内容	担当部署
4 障害者の虐待防止	「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待防止センターの運営を強化するとともに比企地域自立支援協議会等と連携し、障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくりを進めます。 そして、障害のある人への虐待の防止と併せて、埼玉県虐待通報ダイヤルの周知、養護者に対する支援の充実を図ります。	健康福祉課

(3) 移動支援の充実

障害のある人にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障害のある人にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害のある人の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援、福祉タクシー利用料金の助成などを行います。

事業名	内容	担当部署
5 移動支援事業の推進	社会生活上必要不可欠な外出を支援するため、移動支援事業を推進します。	健康福祉課
6 移動支援サービスの充実	福祉タクシー等の利用料金助成事業を推進し、福祉有償運送など移動が困難な人に対する移動手段の確保に努めます。また、公共交通であるデマンドタクシーの持続性を確保するとともに、鉄道、バス路線の維持、充実を図ります。	健康福祉課 都市政策課
7 自動車運転免許取得費・改造費助成事業の推進	自動車運転免許取得費補助事業や、自動車改造費補助事業について、手帳交付時に周知を進めるなど事業を推進し、障害のある人の自動車による外出を支援します。	健康福祉課

(4) 道路・公共施設等の利便性の向上

歩道の段差の解消や勾配の見直し、歩道空間の確保を図り、障害のある人や高齢者の歩行、車いすによる通行を前提とした環境整備に努めます。

また、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」（平成 18（2006）年法律第 91 号）に基づき、車いすと人がすれ違える廊下、出入口の幅、点字ブロックの配置、廊下・階段の手すり、多機能用トイレ、目の不自由な人も利用しやすいエレベーターの設置などに配慮します。

事業名	内容	担当部署
8 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン※化の推進	<p>県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、新規に建設する町立施設のユニバーサルデザイン化を図るとともに、既存の公共施設などのバリアフリー化を充実させます。</p> <p>また、身体障害者補助犬法の周知、補助犬受け入れ態勢の整備に努めます。公共施設等への多機能トイレの設置を進めるとともに、多くの人が集まる民間施設等への整備を促進し、障害のある人等が外出しやすい環境を整備します。</p>	健康福祉課 総務課 学校教育課 関係各課
9 障害者優先駐車場の整備	<p>公共施設の障害者優先駐車場の充実を図るとともに民間の施設への働きかけを図ります。社会参加の促進や生活圏の拡大を支援します。</p> <p>また、令和 5（2023）年 11 月にスタートした埼玉県思いやり駐車場制度※（パーキング・パーミット制度）の普及を図ります。</p>	健康福祉課 都市政策課 総務課 関係各課
10 歩道等の整備	県の「福祉のまちづくり条例」や「小川町バリアフリー基本構想」に基づいて歩道の整備を計画的に推進し、歩道の幅員の確保や段差の解消を図ります。また、小川町駅周辺の歩行環境の改善を図ります。	建設課 都市政策課
11 誘導ブロック等の整備	視覚障害者用誘導ブロック（原則として黄色）等の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した表示装置の設置に努めます。	総務課 都市政策課 関係各課
12 道路不法占拠対策の強化	誰もが安全に歩ける歩行空間を確保するため、不法占用物件（放置自転車等）が設置されないように監督することに努めます。また、不法占用物件の設置があった場合、速やかに是正指導を行うように努めます。	建設課 防災地域支援課

(5) 防災・防犯体制の確立

近年全国各地で発生している災害の教訓や「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者※対策の確立に努めます。また、災害時の情報提供の充実、障害のある人等に対応する避難所の確保に努め、防犯のまちづくりの推進、緊急連絡通信システムの整備を図ります。

事業名	内容	担当部署
13 避難行動要支援者対策の確立	自主防災組織への支援と障害のある人の防災訓練への参加を促し、地域における協力体制の構築に努めます。また、避難行動要支援者名簿を活用した地図情報の整備と個別避難計画の作成等関係機関と連携した避難誘導・支援体制の確立に努めます。	健康福祉課 防災地域支援課
14 災害時の情報提供の充実	メール配信サービス(おがわ情報メール)の登録やテレビのデータ放送の利用促進を図ります。 聴覚障害者等に対してはファックスによる119番通報の事前登録の普及とともにNet119緊急通報システム※の利用を、視覚障害者に対しては防災行政無線の電話による自動音声応答システムの利用を、それぞれ促進します。	健康福祉課 防災地域支援課
15 障害者等に対応する避難所の確保	避難時に障害のある人等が不安なく避難生活を送れるように、社会福祉施設等と連携し、障害に対応できる福祉避難所の確保に努めます。このため、民間の福祉施設(3施設)について福祉避難所協定に基づいた機能の充実を図ります。また、総合福祉センターと子育て総合センターについて、福祉避難所機能の充実を図ります。	健康福祉課 防災地域支援課
16 防犯のまちづくりの推進	地域における犯罪抑止につながる自主防犯活動団体の育成支援に努めるとともに、町職員による青色回転灯パトロールを行います。	防災地域支援課
17 緊急連絡通報システムの整備	一人暮らしなどの障害のある人に対し緊急連絡通報システムの普及を推進し、急病や重大事故などを防止します。	健康福祉課 長生き支援課

基本目標Ⅱ 障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう(自立支援と相談の充実)

◇◆現状と課題◆◇

障害のある人の自己決定を尊重し、地域で生活する障害のある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

このため、ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、日々の相談業務などから障害のある人のニーズを的確に把握し、様々な障害種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、町では、「広報おがわ」や町のホームページの充実による幅広い情報提供を行うとともに、障害や病状に配慮した情報提供手段を充実させてきました。必要な情報が的確に伝わるよう、今後も、様々な媒体を活用した情報提供体制づくりとともに、障害のある人の意思決定支援を充実する必要があります。

◇◆施策の方向◆◇

(1) 情報提供体制の充実による意思決定支援の推進

障害のある人が必要な情報をいつでも入手できるように、情報のネットワーク化を推進するとともに、町のホームページの活用による情報提供、「障害者福祉のしおり」の配付を行います。また、視覚障害者のための音声等による情報提供、聴覚障害者のためのメールを活用した情報提供など、様々な媒体・機器を活用して情報提供体制の充実を図ります。それにより障害のある人の意思決定を支援します。

事業名	内容	担当部署
18 障害者福祉のしおりの配付	障害者施策や制度に基づき、「障害者福祉のしおり」を作成し、制度などの周知を図ります。手帳交付時に配付するとともに、町ホームページに掲載します。	健康福祉課
19 広報紙等の音声版の貸出	広報紙の読み上げ音声データをホームページに掲載するとともに、図書館での貸出拡大を推進します。また、音声コード*読み上げアプリの普及を図ります。	健康福祉課 総務課 生涯学習課
20 I C T*の利用促進	障害のある人が行政情報等を気軽に入手・利用できるように、町のホームページの充実・S N Sやテレビのデータ放送の活用に努めるとともに、聴覚障害者等に防災行政無線情報を携帯メールに配信するサービスなど、情報通信機器を活用した情報提供に努めます。また、Net119緊急通報システム*の周知を図ります。	健康福祉課

(2) 相談体制と支援拠点の充実

障害のある人やその家族からの総合的な相談に対応するため、専門職員が配置された相談支援事業所と協力して相談支援事業を実施します。平成27(2015)年度からは基幹相談支援センターを広域で設置し、専門的な立場からの助言や情報提供等を受けられるよう、体制を強化しています。また、比企地域自立支援協議会の機能強化を図り、周辺市町村と連絡して地域課題に取り組んでいきます。

障害のある人やその家族が、気軽に適切な相談・助言を受けられるよう、民生委員・児童委員等による相談活動の充実を図ります。

障害のある人の地域での自立生活を支援するため、障害のある人の意思決定やニーズを的確に把握する相談業務やサービスの提供・調整等を行う拠点を整備します。

事業名	内容	担当部署
21 相談支援体制の整備・専門的な相談員の確保	関係機関・各相談窓口のネットワーク化を進めるとともに、専門的な知識を有する相談員を確保します。また、自立支援協議会と相談支援事業者の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」の機能強化を推進します。	健康福祉課
22 相談員研修会の実施	民生委員・児童委員などに対する研修会や講演会への参加を促し、相談への対応能力向上に努め、身近な地域での相談活動の充実を図ります。	健康福祉課
23 ピアカウンセリング※等の推進	障害のある人が互いに平等な立場で、話を聞き合い、適切な助言をしながら、地域での自立生活を実現するため、精神的サポートや自立のための情報提供の役割を果たします。	健康福祉課
24 地域生活支援拠点の整備	相談やサービスの提供・調整等を行う拠点を整備し、地域における自立生活支援を総合的に推進するシステムの構築を図ります。	健康福祉課
25 ヤングケアラー※等家族支援の充実	ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援のため、障害福祉サービス等の情報提供を進めます。	健康福祉課 関係各課

基本目標Ⅲ 障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう（保健・医療の充実）

◇◆現状と課題◆◇

疾病の予防や早期発見・早期治療の健康づくりは、障害の軽減及び自立の促進等、地域で安心して暮らしていくうえでとても重要なことです。特に乳幼児期の発達の遅れは早期に発見し適切な治療や療育を行うことで生活能力の向上を図ることができます。

疾病の早期発見のための健診や各種がん検診、健康づくりを支援するための健康教育や健康相談も実施していますが、事業によっては定員に満たないものもあるのが現状です。

精神保健福祉においては、相談件数も年々増加しており、各分野の連携した支援が一層必要となっています。早期発見・早期治療を目指した保健医療体制の確立と、精神障害に対する誤解や偏見を取り除き、地域住民の支援体制による社会復帰の促進を図りますます重要となっています。

今後も引き続き健診等の受診者数の増加に向けた取組を行っていくとともに、早期に適切な保健医療サービスに結び付けられる体制の整備を図り、障害のある人が安心して生活できるように努める必要があります。

◇◆施策の方向◆◇

(1) 健康づくりの推進

障害の原因となる疾病を予防するため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、「こころの健康づくり」に取り組み、精神保健に関する情報提供などに努めます。

事業名	内容	担当部署
26 健康づくりの推進	疾病の予防を目指し、健康相談や栄養・運動両面での健康教育を充実していきます。引き続き「こころの健康づくり」事業を推進します。	健康福祉課 町民課

(2) 障害の原因となる疾病の予防と早期発見・早期対応

各種健（検）診及び健（検）診後の指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

また、妊娠中からの支援体制の強化、乳幼児健康診査、発育発達相談の充実にも努め、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

事業名	内容	担当部署
27 健（検）診事業の充実	<p>各種の健（検）診事業の充実を図り、生活習慣病などが原因の障害の予防や、早期発見・早期対応に努めるとともに、健（検）診を受けやすいような環境づくりに努めます。</p> <p>また、健（検）診後指導を充実させ、生活習慣の改善を図るなど疾病の重症化を防ぐことで、障害の予防に努めます。</p> <p>乳幼児健康診査等の検診を充実させ、発育発達相談等の療育支援を進めていきます。</p>	健康福祉課 町民課 子育て支援課

(3) 相談・訪問指導の充実

障害のある人や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

事業名	内容	担当部署
28 健康相談・訪問指導の実施	健康相談を実施し、療養上の支援や情報提供をするとともに、継続的援助、定期的な関わりを必要とする人に対する訪問指導・訪問相談を行います。	健康福祉課

(4) 精神保健福祉対策の充実

専門の医療機関や社会復帰の訓練をする場所の不足等、課題の多い状況は続いています。

精神障害のある人が積極的に社会に参加し、安定した地域生活が送れるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡るより一層の総合的な支援に取り組みます。

精神保健に関する正しい知識の啓発に努め、家族の支援も含めた包括的な支援が行えるよう、関係機関のさらなる連携を深め、各施策を進めていきます。

事業名	内容	担当部署
29 精神保健福祉事業の推進	<p>電話、来所、訪問相談を随時実施するとともに、専門職による相談日を設け、心の問題で悩んでいる人、精神障害のある人、及びその家族に対し相談や情報提供を行います。</p> <p>また、保健所など関係機関と連携し幅広い対応を推進するとともに、当事者や家族の社会参加を引き続き支援し、社会復帰の促進に努めます。</p> <p>心の問題で悩んでいる人、精神障害のある人及びその家族に対する相談の実施、社会参加のための事業など、精神保健福祉事業の推進に努めます。</p>	健康福祉課

(5) 障害者医療等の充実

障害のある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制の充実を図るとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図ります。

また、医療的ケアを必要とする障害者への支援の充実に努めます。

事業名	内容	担当部署
30 障害者医療体制の充実・利用の促進	<p>感染症等の拡大をふまえつつ、安心して医療サービスを受けられるように地域の医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。</p> <p>また、歯科治療等を行う県立障害者歯科診療所、精神疾患に対する専門的な治療を行う県立精神医療センター、夜間などの緊急的な医療相談を行う精神科救急情報センター、障害の重度化などに伴うリハビリテーションに対応する県総合リハビリテーションセンターを有効利用できるよう情報提供に努めます。</p>	健康福祉課
31 医療給付制度の周知の促進	重度心身障害者医療費助成、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）など医療給付制度についての周知を図り、利用の促進に努めます。	健康福祉課

基本目標IV 障害のある人がその人らしく生きられる地域をつくろう（住まいの場・日中活動の場の確保）

◇◆現状と課題◆◇

障害のある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、ニーズや障害の特性に応じた生活支援サービスが提供されることが重要です。

障害のある人が社会の一員として地域の中で安心して豊かな生活ができる社会を実現するためには、ニーズに応じて利用できる多様できめ細かな在宅福祉サービスの充実や日中活動の場の拡充が必要です。

また、障害のある人が安心して在宅生活を送るためには、障害の状況に応じた住宅の改修や福祉用具の使用が必要です。

◇◆施策の方向◆◇

(1) 在宅生活への支援の充実

日常生活を営むことが困難な障害のある人の在宅生活を支援するため、ホームヘルプや訪問入浴・配食等のサービスの充実を図ります。また、介護者の病気などにより一時的に介護が困難になった場合には、ショートステイ（短期入所）などを活用し、生活を支援します。

事業名	内容	担当部署
32 訪問系サービスの充実	ホームヘルパーによる、身体介護や家事援助などのサービスを充実させ、必要なサービスを受けられるよう支援します。	健康福祉課
33 日常生活支援サービスの推進	入浴・配食サービス・紙おむつ利用料助成、生活サポート事業など、障害のある人への日常生活における支援を推進します。	健康福祉課
34 ショートステイ（短期入所）の充実	介助者の病気等により介護が困難になった障害のある人が、短期的に施設入所するショートステイ事業の周知と充実を図ります。	健康福祉課

(2) 日中活動及び活動の場の確保と充実

障害のある人が、日中を有意義でメリハリのある活動を送れるように、「生活介護」「自立訓練（生活訓練・機能訓練）」などを実施し、日中活動の機会及び活動の場の充実を図ります。また、障害のある人の団体活動や交流の場として、総合福祉センターの活用を図るとともに、日中活動の場として、地域活動支援センターの充実に努めます。

事業名	内容	担当部署
35 日中活動系サービスの推進	「生活介護」「自立訓練」「療養介護」事業等を充実し、障害のある人の日中活動の機会及び場を確保とともにその周知を図ります。	健康福祉課
36 日中一時支援事業の実施	障害のある人の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援を行います。	健康福祉課
37 総合福祉センターの活用	障害者団体の活動や交流を支援する場として、総合福祉センターの活用を図ります。	健康福祉課
38 地域活動支援センターの充実	障害のある人の日中活動の場として、身近に利用できるよう地域活動支援センターの充実に努めます。	健康福祉課

(3) 住まいの場の整備の推進

障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅への優先的な入居、障害のある人に配慮した住宅の利用を支援します。

入所が必要な障害のある人などについては、「施設入所支援」のサービスの利用を促進します。

事業名	内容	担当部署
39 住宅改造助成制度の充実	在宅の重度身体障害者が、住環境の改善を行う場合、改修費等の給付や整備費補助金の給付を行います。日常生活の利便性の向上を図るためにも補助制度の周知に努めます。	健康福祉課
40 住宅相談の充実	町の住宅相談員による定期住宅相談の充実を図ります。 また、広報紙による住宅情報の周知を推進します。	都市政策課
41 町営住宅の整備	町営住宅の改修等に合わせて、障害のある人や高齢者に配慮した住宅の整備を進めます。	都市政策課
42 共同生活援助（グループホーム）の利用支援	共同生活援助（グループホーム）の利用を支援します。	健康福祉課
43 生活ホームからの共同生活援助への移行促進	生活ホームから共同生活援助（グループホーム）への移行を支援します。	健康福祉課
44 施設入所の支援	真に入所が必要な重度障害者などについて、「施設入所支援」を行います。	健康福祉課

(4) 補装具・日常生活用具の利用促進

補装具や日常生活用具等の福祉機器に関する情報の提供に努め、補装具・日常生活用具の利用を促進します。また、障害のある人や、日常生活において車いすを必要とする人に対し、小川町社会福祉協議会により一定期間車いすの貸し出しを行います。

事業名	内容	担当部署
45 福祉機器情報の提供	「障害者福祉のしおり」等の活用により、補装具や日常生活用具などに関する情報を提供し、必要とする方の利用を促進します。	健康福祉課
46 車いすの貸与	日常生活において車いすを必要とする方への貸出を促進します。	健康福祉課
47 補装具費及び日常生活用具の給付事業の充実	補装具・日常生活用具の利用促進に努めます。	健康福祉課

(5) 難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等の支援

平成 25（2013）年 4 月から施行された「障害者総合支援法」の一部改正により、制度の谷間のない支援を提供するため、障害者の範囲に難病等が追加されました。令和 6（2024）年 4 月からは 369 疾病が対象となります。

また、発達障害や高次脳機能障害については、国・県の専門機関や医療機関、関係各課と連携し、適切な支援を行います。

事業名	内容	担当部署
48 難病患者の生活支援等の充実	支援が必要な難病患者に対し、介護給付、訓練等給付、補装具、日常生活用具の給付等の障害福祉サービスを実施します。	健康福祉課
49 発達障害や高次脳機能障害等に対する相談体制の充実	国・県の専門機関や医療機関、関係各課と連携するとともに、職員の資質を向上し、相談事業を充実させ、理解の促進に向けた啓発活動を行います。	健康福祉課

(6) 福祉を支える人材の確保・育成

埼玉県等関係機関と連携して、「福祉人材確保重点期間」（11月4日～11月17日）等、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進する取組を促進します。

事業名	内容	担当部署
50 障害福祉を支える人材の確保・育成	障害者支援施設や医療機関等において適切に人材が確保・育成されるよう促進します。 また、講習会等の情報提供等により、相談支援等を行う職員の育成に努めます。	健康福祉課

基本目標V 障害や障害のある人のことを深く理解しよう(町民の理解と交流の促進)

◇◆現状と課題◆◇

障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱です。

障害のある人への理解や啓発、障害に関する教育や障害のある人の雇用促進等のため、町広報等の媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行い、啓発活動を推進する必要があります。

また、福祉のまちづくりを推進するため、障害のある人や高齢者とのボランティアを含めた交流の機会を充実させ、障害に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深める教育を推進していく必要があります。

◇◆施策の方向◆◇

(1) 理解促進・福祉教育の推進

障害の特性についての正しい知識を広めるとともに、町民の障害に対する理解が深まるよう働きかけます。また、障害者団体の活動を支援し、関係機関と連携・協力しながら、障害への意識啓発と地域全体で様々な活動を支援する取組を推進していきます。

子どもの頃から、障害や障害のある人に対しての支援や理解、認識を深めていくように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

事業名	内容	担当部署
51 広報紙等によるPR活動	「広報おがわ」や町のホームページなど多様なメディアを通して、すべての町民に障害者施策のPRを図ります。 また、多様な機会を通じて、障害や障害のある人への理解や支援に関する広報・啓発を図るとともに、障害のある人自らが啓発を推進する活動等を支援していきます。	健康福祉課
52 学校教育における福祉教育の充実	学校における福祉教育を充実するにあたっては、各種福祉体験や交流教育などの障害のある人と身近に接し、理解を深める機会づくりを推進していきます。 共生社会※の形成に向けたインクルーシブ教育システム※構築のための特別支援教育を推進します。	学校教育課
53 福祉学習機会の充実	地域福祉や福祉施策に関する研修会、講演会、行政区等への出前講座を開催するなど、福祉学習機会の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課

(2) 交流活動・自発的活動の推進

障害のある人やその家族が地域で孤立せず、積極的に活動できるように、地域住民を含めて行う様々な自発的な活動を支援します。また、障害のある人が参加しやすくなるような環境づくりにも努めます。

事業名	内容	担当部署
54 地域交流事業と 自発的活動	<p>地域のイベント等へ障害のある人をはじめ幅広い町民の参加を促進するために、情報の提供と体制の充実を図ります。</p> <p>また、障害のある人、その家族、地域住民が行う自発的活動（ピアサポート・災害対策・孤立防止活動・ボランティア活動など）を支援していきます。</p> <p>さらに、障害者手帳を新規に取得した人などに、障害者団体の活動情報を提供し、交流を促進していきます。</p>	健康福祉課 防災地域支援課 関係各課
55 交流事業の参加 環境の改善	障害のある人が地域のイベント等に参加しやすいよう手話通訳者の派遣や車いす席の確保等に配慮します。	健康福祉課 学校教育課 生涯学習課 関係各課

(3) ボランティア活動の促進

ボランティア活動は、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要なサービスを提供するとともに、ボランティアを通じて障害や障害のある人に対する理解が深まる大切な機会となります。

地域住民やボランティア団体、行政が連携し、住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

事業名	内容	担当部署
56 ボランティアセ ンターの充実	ボランティア活動のコーディネーター・アドバイザー機能の充実を図るとともに、登録ボランティア数を拡充できるよう、多くの町民が参加できる環境づくりに努めます。また、ボランティアセンター（小川町社会福祉協議会）が中心となり、多様なボランティアのネットワークづくりを推進します。	健康福祉課
57 障害者に対応し たボランティアの 育成	点訳や手話など、障害のある人に対するボランティア及びサポーターなどの育成を図ります。また、ボランティアの養成に必要な手話講座等を受講できる体制を広域で検討します。	健康福祉課

基本目標VI 障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう（保育、教育、就労、社会参加の促進）

◇◆現状と課題◆◇

障害の発生時期や原因は様々ですが、それぞれのライフステージにあわせて、障害の原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期療育につなげる必要があります。発達障害や発達の遅れのある児童については、できる限り早い時期から適切な支援が受けられるよう支援する必要があります。

また、障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力向上の機会・職場適応の機会の確保、さらには障害のある人の雇用について、事業所の理解を深めていくことが必要です。

障害のある児童への支援については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した社会生活を送るために必要な力を培うことができる取組が必要です。そのためには、一人一人の特性に応じたきめ細やかな教育環境を整備しなければなりません。また、教育的ニーズに応じた個別の支援計画を策定し、それに基づく支援体制の充実が必要です。

今後も保育や教育、療育における各関係機関等が連携を取りながら、乳幼児期、就学期と切れ目のない支援体制の充実を図っていくことが求められています。

また、他分野の団体・事業所との交流を図り、障害のある人の雇用について、理解と就労の場の確保に努めるとともに、一般就労[※]が困難な障害のある人に対しても、生産活動等の機会を通じて能力向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保し、就労に向けた活動を支援していく必要があります。

障害のある人の社会参加については、障害のある人の自立や、生きがいを高めるために、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動が楽しめる機会の提供が必要です。社会活動への参加は地域社会との交流や理解を深めることにもつながるため、積極的な参加を促進していくことが求められます。

◇◆施策の方向◆◇

(1) 障害児支援の推進

障害のある児童の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援が望まれています。本人・家族の意向を尊重しつつ、教育的ニーズをしっかりとふまえたきめ細かな支援を行うことが必要です。

誰もが地域で共に育ち、学ぶことができる環境整備や教員や保育士、介助員等の障害に対する理解を深め、専門性の向上を図ります。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問しての発達支援の提供や医療的ケアを必要とする障害のある児童が適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

事業名	内容	担当部署
58 医療的ケア児支援の充実	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童とその家族を対象とした相談の充実等に努めます。	健康福祉課 子育て支援課
59 児童発達支援センター	障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的機能強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけます。重層的な障害児支援の整備の必要性から、近隣市町村と連携し、広域的な整備を検討します。	健康福祉課
60 児童通所支援事業	放課後等デイサービスや保育所等訪問支援を実施します。放課後等デイサービスにおいては、学校教育課及び子育て支援課と連携して障害のある児童の自立を促進し、放課後の居場所づくりを推進します。また、保育所等訪問支援により、障害児の安定した保育所利用を促進します。さらに、療育支援事業として、こども発達相談や親子教室等を実施し、親子の成長を支援します。	健康福祉課 子育て支援課
61 障害児保育の充実	必要な施設の整備、介助体制など受け入れ体制を充実させ、保育所における障害のある児童の受け入れを図ります。また、進学時には関係機関と連携を図り就学を支援します。 医療的ケア児受け入れに向け、介助可能な看護師の確保に努めます。	子育て支援課
62 教育相談・就学支援の充実(特別支援教育の推進)	関係各課、各学校の特別支援教育コーディネーター※や関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた教育相談を継続的に実施します。「教育支援委員会」を充実し、専門的見地から個々の教育的ニーズを具体的に検討し、教育支援を行います。	学校教育課
63 特別支援学級の充実	特別支援学級の効率的な運営を図るため、特別支援学級の適切な配置と、支援に係る人的措置に努めます。また、通級指導教室※の活用推進と指導の充実を図ります。 医療的ケア児受け入れに向け、介助可能な看護師の確保に努めます。	学校教育課
64 保育の人材育成	保育士の研修会・講演会への積極的な参加を促進します。知識や技能等の習得に努め、より質の高い保育の実践を目指します。実施にあたっては、動画研修等多様な方法を取り入れます。	子育て支援課

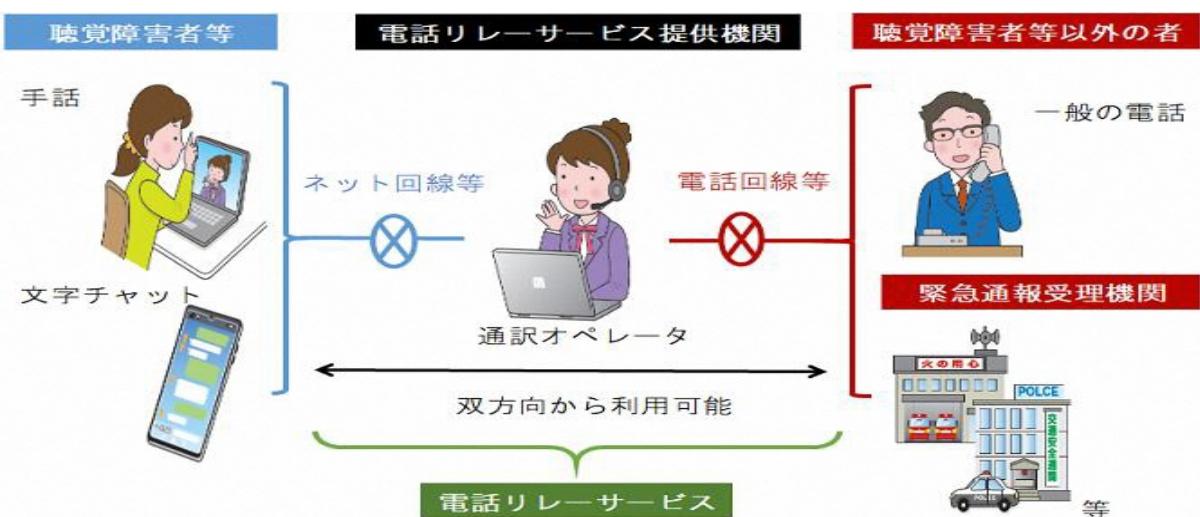
事業名	内容	担当部署
65 交流教育の充実	学校内においては特別支援学級に在籍する児童生徒と、通常学級に在籍する児童生徒との交流学習の充実を図ります。 また、町内在住の児童生徒が在籍する特別支援学校との支援籍学習※を推進します。	学校教育課
66 教職員の資質向上の推進	すべての教職員が様々な障害の特性や合理的な配慮についての理解を深めるため、研修機会の提供や、校内研修などの実施により資質向上を図ります。	学校教育課

(2) コミュニケーション手段の充実

障害のある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要とされています。聴覚障害者など、コミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援を行います。

事業名	内容	担当部署
67 情報通信機器の設置等	主要公共施設へのファックスの設置を継続し、その他情報通信機器の設置も検討します。 また、電話リレーサービスの利用環境の整備に向けて周知に努めます。	健康福祉課 関係各課
68 手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害のため意思の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣を行います。	健康福祉課

■電話リレーサービスの概要



資料：総務省HPより

(3) 働く場の拡充及び就労継続の支援

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ハローワークや訓練等給付の事業所、教育機関等の関連機関と情報の共有と連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

また、一般就労※が困難な障害のある人が、様々な働き方を実現し、社会参加の機会を得ることはとても重要です。

今後も近隣市町村と連携・協力して障害のある人の多種多様な福祉的就労の場の確保、開発に努めます。

事業名	内容	担当部署
69 公的機関における障害者雇用の拡大	ハローワークなど関係機関、担当部署と連携協力を図り、公的機関の障害のある人に係る法定雇用率を遵守するとともに、さらなる雇用の拡大にも努めます。	総務課
70 就労促進策の推進	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携協力し、事業所へ障害者雇用を働きかけるとともに、職業訓練、就職や就労に関する相談、支援体制の整備・充実に努めます。	健康福祉課 にぎわい創出課
71 福祉的就労の推進	就労継続支援事業や就労移行支援事業などの利用を促進し、福祉的配慮のされた働き場の確保に努めるとともに、農福連携※の取組を推進します。 また、障害者施設等が供給する物品等に対する優先調達に取り組みます。	健康福祉課 環境農林課

(4) 学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進

スポーツや文化、生涯学習活動を通して、交流やふれあいの場を確保し、障害の有無にかかわらず参加を楽しむことができる機会や学習等の機会の創出に努めます。

また、障害のある人のニーズに応じたメニューや参加に配慮した支援の充実を図ります。

事業名	内容	担当部署
72 障害者学習機会の提供	障害の有無にかかわらず参加できる講座の情報提供を図り、障害のある人の学習機会の確保に努めます。	生涯学習課
73 図書館サービスの充実	「広報おがわ」音声版の貸出、対面朗読や録音資料などの整備充実、宅配サービスなど、利用者に応じた図書館サービスの充実を図ります。 このため、視覚障害者へのサービス情報の提供の充実に努めます。	生涯学習課
74 文化・芸術活動の促進	障害のある人の文化・芸術活動の発表の場を提供し、活動や交流を促進し、障害の有無にかかわらず、ともに楽しむことができるよう努めます。	健康福祉課 生涯学習課
75 障害者スポーツ大会への参加支援	関係団体等と連携・協力して、障害者スポーツ大会などのスポーツ活動の機会や情報を提供し、その普及や参加、活動の促進を図ります。	健康福祉課
76 スポーツを通じた地域住民との交流	地域のスポーツ大会等において、障害のある人が参加しやすい環境を整え、障害の有無にかかわらず、ともにスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。	生涯学習課
77 自主活動への支援	障害のある人や障害者団体が自主的に企画する文化、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。	健康福祉課 生涯学習課

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本的理念

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき、町及び県が作成するものです。

令和5（2023）年5月19日に通知された「基本指針」においては、その目的を「障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末の目標を設定するとともに、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすること」としています。

なお、基本指針では、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するため、以下の7つを基本的理念としています。

【基本指針における基本的理念】

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会※の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保・定着
- ⑦障害者の社会参加を支える取組定着

2 提供体制の確保に係る目標

○数値目標

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行、就労支援及び障害児支援を進めるため、国の指針及び県の考え方をふまえつつ、本町の実情に応じて令和8（2026）年度を目標年度として、次の7つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労※への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点において、障害者の福祉施設に入所している人は45人です。令和8（2026）年度までの数値目標については、令和4（2022）年度末の施設入所者数45人から3人（6.7%）が地域生活へ移行することを目標とします。また、施設入所者の削減を目指しますが、小川町では重度の障害等により地域生活が困難な入所待機者がいることから、削減数の数値目標は設定しません。

項目	数値	備考
令和4（2022）年度末の施設入所者数	45人	令和5（2023）年3月31日の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	3人 (6.7%)	令和8（2026）年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

比企地域自立支援協議会の専門部会に病院、訪問看護ステーション等で精神科医療に携わる関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域で安心した生活ができる仕組みづくりの構築のための協議をしていきます。

なお、複数市町村による共同設置により取り組みます。

活動指標	数値目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ※	5 回	5 回	5 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ※	100 人	100 人	100 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ※	有 1 回	有 1 回	有 1 回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	2 人	2 人	2 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	21 人	25 人	30 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	0 人
精神障害者の自立支援（生活訓練）の利用者数	3 人	3 人	3 人

※欄の数値目標は、比企地域自立支援協議会における数値です。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害のある人や障害のある児童の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりなど、障害のある人の地域生活を支援する拠点です。

比企地域自立支援協議会と連携しながら地域生活支援拠点等を整備するとともに、運用状況の検証及び検討を実施します。また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、関係機関と連携した支援体制の整備を進めます。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数（圏域）
運用状況の検証・検討実施回数	1回／年	支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	有	地域の関係機関が連携した支援体制の整備

活動指標	数値目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労※への移行等

令和3（2021）年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数は4人でした。令和8（2026）年度においては、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、令和3（2021）年度の移行人数の4人に対して8人とします。

就労定着支援事業については、町内に事業所がない実情をふまえつつ、就労定着のための支援体制の構築を目指します。

項目	【基準値】	【目標値】
	令和3年度末の実績	令和8年度
福祉施設利用者的一般就労への移行者数の増加	4人	8人 (1.28倍以上)
(就労移行支援事業) 一般就労移行者数	2人	3人 (1.31倍以上)
(就労継続支援 A型) 一般就労移行者数	0人	2人 (1.29倍以上)
(就労継続支援 B型) 一般就労移行者数	2人	3人 (1.28倍以上)
(就労定着支援事業) 利用者数	5人	8人 (1.41倍以上)

項目	令和8年度末 事業所数	割合 (B/A)
就労移行支援事業等	就労移行支援事業所 (A)	0
	一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所数 (B)	0
就労定着支援事業	就労定着支援事業所数 (A)	0
	就労定着率 7割以上の就労定着 支援事業所数 (B)	0

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築するため児童発達支援センターを設置するとともに、主に重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等に努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、重症心身障害児支援と関係機関との総合調整をするコーディネーターの配置に努めるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8（2026）年度末まで
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	令和8（2026）年度末まで
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	令和8（2026）年度末まで
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0か所	令和8（2026）年度末まで
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和8（2026）年度末まで
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	令和8（2026）年度末まで

項目	数値目標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1 保育所	障害児の利用希望人数（人）	9	9	10
	障害児の受入可能人数（人）	9	9	10
2 認定こども園	障害児の利用希望人数（人）	-	-	-
	障害児の受入可能人数（人）	-	-	-
3 放課後児童健全育成事業 1)	障害児の利用希望人数（人）	7	7	7
	障害児の受入可能人数（人）	20	20	20
4 幼稚園 2)	障害児の利用希望人数（人）	0	0	0
	障害児の受入可能人数（人）	0	0	0
5 特定地域型保育事業 3)	障害児の利用希望人数（人）	-	-	-
	障害児の受入可能人数（人）	-	-	-
6 認可外（地方単独事業） 4)	障害児の利用希望人数（人）	-	-	-
	障害児の受入可能人数（人）	-	-	-

1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

2) 私学助成の対象である幼稚園を含む

3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和8（2026）年度末までに、相談支援体制を充実・強化するため、圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	有	令和8（2026）年度末まで
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	有	令和8（2026）年度末まで

活動指標	数値目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所に対する指導・助言件数	60件	60件	60件
人材育成の支援件数	10件	10件	10件
連携強化の取組の実施回数	10回	10回	10回
個別事例の検討回数	10回	10回	10回
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業参画による事例検討	実施回数	7回
		参加事業者数・機関数	10事業所
	専門部会	設置数	4部会
		実施回数	26回
			26回

※比企地域自立支援協議会における数値目標です。（相談支援事業参画による事例検討を除く。）

(7) 障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化とともに、多くの事業者が参入していることから、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を利用できることが重要です。そのためには、町職員の障害者総合支援法の具体的な内容の理解増進、障害福祉サービス等の利用状況や提供状況の検証が必要です。このため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質向上させるための取組を実施する体制を構築します。

項目	数値	備考
障害福祉サービス等の質向上させるための取組を実施する体制の構築	有	令和8（2026）年度末まで

3 障害福祉・障害児福祉サービスの見込量

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績をふまえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間を第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間として各年度における見込量を設定します。

サービス名	詳細サービス名
①訪問系サービス	・居宅介護
	・重度訪問介護
	・同行援護
	・行動援護
	・重度障害者等包括支援
②日中活動系サービス	・生活介護
	・自立訓練（機能訓練）
	・自立訓練（生活訓練）
	・就労選択支援【新設】
	・就労移行支援
	・就労継続支援A型（雇用型）
	・就労継続支援B型（非雇用型）
	・就労定着支援
	・療養介護
	・短期入所（福祉型・医療型）
③居住支援・施設系サービス	・自立生活援助
	・共同生活援助
	・施設入所支援
④地域生活支援の充実	・地域生活支援拠点等の設置個所数
	・地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数
	・地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数
⑤地域相談支援	・計画相談支援
	・地域移行支援
	・地域定着支援

サービス名	詳細サービス名
⑥児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児相談支援 ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新設】
⑦発達障害者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
⑧精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ・精神障害者の地域移行支援 ・精神障害者の地域定着支援 ・精神障害者の共同生活援助 ・精神障害者の自立生活援助 ・精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】
⑨相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置数【新設】 ・基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数 ・基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数 ・基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数 ・基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数 ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ・協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新設】
⑩障害福祉サービスの質を向上させるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する研修への参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数

(1) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの見込量

①訪問系サービス（障害福祉サービス）

サービス名	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する方に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方を対象に、外出時において、障害のある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護を行い、障害のある人等が外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	障害のある人等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害のある人等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系	居宅介護	利用人数（人）	54	52	50	51	52
		利用時間（時間）	710	649	579	612	624
	重度訪問 介護	利用人数（人）	1	1	2	3	4
		利用時間（時間）	179	194	445	666	888
	同行援護	利用人数（人）	1	1	1	2	3
		利用時間（時間）	4	5	6	10	15
	行動援護	利用人数（人）	2	2	2	3	4
		利用時間（時間）	36	38	16	45	60
	重度障害者 等包括支援	利用人数（人）	0	0	0	0	0
		利用時間（時間）	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

《見込量算出の考え方》

令和3（2021）年度・令和4（2022）年度のサービス利用実績、令和5（2023）年度のサービス利用見込みを基礎として、利用の伸びや施設入所者及び退院可能な精神障害者等の地域生活への移行等を勘案し見込みます。

②日中活動系サービス（障害福祉サービス）

■生活介護

常時介護を必要とする方を対象に、障害者支援施設やその他の施設において、主として昼間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数（人）	93	90	88	89	90	91
	利用日数（人日分）	1,759	1,686	1,637	1,958	1,980	2,002
うち重度障害者の利用 者数	利用人数（人）	46	57	58	59	59	60

※令和5年度は見込み

■自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者を対象に、障害者支援施設もしくはサービス事業所または居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人）	0	1	1	1	1	1
	利用日数（人日分）	0	3	18	22	22	22

※令和5年度は見込み

■自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者を対象に、障害者支援施設もしくはサービス事業所または居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練（生活訓練）	利用人数 (人)	2	3	3	3	3	3
	利用日数 (人日分)	41	51	45	66	66	66

※令和5年度は見込み

■就労選択支援【新設】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント※の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	利用人数 (人)					1	1

■就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害のある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方を対象に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援	利用人数 (人)	8	10	8	8	8	8
	利用日数 (人日分)	149	169	142	176	176	176

※令和5年度は見込み

■就労継続支援A型（雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき、継続的に就労することが可能な方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援（A型）	利用人数 (人)	0	1	4	4	4	4
	利用日数 (人日分)	0	13	69	88	88	88

※令和5年度は見込み

■就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち、通常の事業所に雇用されていた方で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援（B型）	利用人数 (人)	69	72	77	81	86	91
	利用日数 (人日分)	1,167	1,212	1,344	1,782	1,892	2,002

※令和5年度は見込み

■就労定着支援

障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、事業所や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、事業所・自宅等への訪問や障害のある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労定着支援	利用人数 (人)	3	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み

■療養介護

主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をしています。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	利用人数 (人)	6	5	5	5	5	5

※令和5年度は見込み

■短期入所（福祉型・医療型）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設、病院、その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。なお、障害者支援施設等で行う「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設で行う「医療型」があります。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所（福祉型）	利用人数 (人)	10	12	13	15	17	19
	利用日数 (人日分)	111	143	148	180	204	228
うち重度障害者の利用者数	利用人数 (人)	4	6	6	7	8	9
短期入所（医療型）	利用人数 (人)	1	2	2	2	2	2
	利用日数 (人日分)	1	2	1	4	4	4
うち重度障害者の利用者数	利用人数 (人)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

《見込量算出の考え方》

令和3（2021）年度・令和4（2022）年度のサービス利用実績、令和5（2023）年度のサービス利用見込みを基礎として、施設入所者及び退院可能な精神障害者の地域生活への移行等を勘案し見込みます。

また、就労系サービスについては、福祉施設から一般就労※への移行者数等を勘案して見込みます。

③居住支援・施設系サービス（障害福祉サービス）

■自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	利用人数 (人)	1	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

■共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない方を対象に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	利用人数 (人)	43	48	53	59	65	72
うち重度障害者の利用者数	利用人数 (人)	5	7	8	9	10	11

※令和5年度は見込み

■施設入所支援

施設に入所する方を対象に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設入所支援	利用人数 (人)	44	43	39	39	39	39

※令和5年度は見込み

《見込量算出の考え方》

令和3（2021）年度・令和4（2022）年度のサービス利用実績、令和5（2023）年度のサービス利用見込みを基礎として、現在のグループホーム利用者数等を基礎として、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行等を勘案し見込みます。

④地域生活支援の充実（障害福祉サービス）

■地域生活支援拠点等の設置箇所数

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことであり、居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

サービスの内容	箇所数 (箇所)	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	0	0	0	1	1	1	1

■地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数

地域生活支援拠点に、コーディネーターの配置を進めます。

サービスの内容	人数 (人)	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	0	0	0	1	1	1	1

■地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

サービスの内容	実施回数 (回)	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	0	0	0	1	1	1	1

⑤地域相談支援（障害福祉サービス）

■計画相談支援

障害のある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。関係者との連絡調整、利用状況の検証を行います。また、サービス等利用計画が適切かどうか確認するため、モニタリング※を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	利用人数 (人)	54	56	58	60	62	64

※令和 5 年度は見込み

■地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域移行支援	利用人数 (人)	1	1	0	1	1	1

※令和 5 年度は見込み

■地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域定着支援	利用人数 (人)	0	1	2	2	2	2

※令和 5 年度は見込み

『見込量算出の考え方』

令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度のサービス利用実績、令和 5 (2023) 年度のサービス利用見込みを基礎として、障害福祉サービスを利用している方や、施設入所者、退院可能な精神障害者等の地域生活への移行等を見込みます。

⑥児童発達支援

■児童発達支援

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用人数 (人)	2	6	5	6	7	8
	利用日数 (人日分)	13	20	19	30	35	40

※令和5年度は見込み

■放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進とともに、放課後等の居場所づくりを行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等デイサービス	利用人数 (人)	23	26	31	35	39	43
	利用日数 (人日分)	217	335	387	420	468	516

※令和5年度は見込み

■保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問支援	利用人数 (人)	0	1	1	1	1	1
	利用日数 (人日分)	0	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

■居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

■障害児相談支援

障害のある児童の心身の状況、その置かれている環境、本人または保護者のサービスの利用に関する意向等を勘案し、障害児利用支援計画を作成します。関係者との連絡調整、利用状況の検証を行います。また、障害児利用支援計画が適切かどうか確認するため、モニタリング※を行います。

サービスの内容		実績（1か月当たり）			見込量（1か月当たり）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援	利用人数 (人)	5	5	14	9	10	11

※令和5年度は見込み

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新設】

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、圏域において協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数 (人)	1	1	1	1	1	1

※医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システムを構築する人のことを指します。

《見込量算出の考え方》

令和3（2021）年度・令和4（2022）年度のサービス利用実績、令和5（2023）年度のサービス利用見込みを基礎として、医療的ケア児のニーズ等を勘案し、見込みます。

⑦発達障害者等に対する支援

■ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

職員、保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。発達障害者の支援機関等で実施します。

サービスの内容	受講者数 (人)	実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 実施	受講者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	実施者数 (人)	0	0	0	0	0	0

■ペアレントメンター及びピアサポート活動の支援

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。ペアレントメンターは、自らも発達障害の子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者をことをいいます。養成研修等の情報提供等を行いながら関係機関と連携し人材の確保に努めます。

ピアサポート活動は、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等に情報提供を行えるよう、関係機関と連携し支援していきます。

サービスの内容	人数 (人)	実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントメンターの人数	0	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への 参加人数	参加人数 (人)	0	0	0	0	0	0

《見込量算出の考え方》

令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度のサービス利用実績、令和 5 (2023) 年度のサービス利用見込みを基礎として、見込みます。

⑧精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障害者の地域定着を目指します。

(再掲)

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協議の場の開催 ※	開催回数 (回)	3	4	5	5	5	5
協議の場への関係者の参 加 ※	参加者数 (人)	29	30	31	100	100	100
協議の場における目標設 定及び評価の実施回数 ※	有無	有	有	有	有	有	有
	回	1	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支 援	人数 (人)	1	1	0	2	2	2
精神障害者の地域定着支 援	人数 (人)	0	1	1	1	1	1
精神障害者の共同生活援 助	人数 (人)	12	14	17	21	25	30
精神障害者の自立生活援 助	対象者数 (人)	1	0	0	0	0	0
精神障害者の自立訓練 (生活訓練) 【新設】	対象者数 (人)	2	3	3	3	3	3

※欄の見込み量は、比企地域自立支援協議会における数値です。

《見込量算出の考え方》

令和3（2021）年度・令和4（2022）年度のサービス利用実績、令和5（2023）年度のサ
ービス利用見込みを基礎として、見込みます。

⑨相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の更なる充実に向け、サービス事業所への支援などの充実を図ります。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置数【新設】	設置数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数	件数 (件)	42	60	50	60	60	60
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	件数 (件)	2	2	2	10	10	10
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	実施回数 (回)	0	0	0	10	10	10
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	検討回数 (回)	0	0	0	10	10	10
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	配置数 (人)	2	2	1	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新設】							
相談支援事業参画による事例検討実施回数	実施回数 (回)	5	6	6	7	7	7
相談支援事業参画による事例検討参加事業者	事業者数 (事業者)	9	9	10	10	10	10
専門部会の設置数	部会数 (部会)	4	4	4	4	4	4
専門部会の実施回数	実施回数 (回)	17	20	24	26	26	26

※見込量は、比企地域自立支援協議会における数値です。（相談支援事業参画による事例検討実施回数及び参加事業者を除く。）

『見込量算出の考え方』

令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度のサービス利用実績、令和 5 (2023) 年度のサービス利用見込みを基礎として、見込みます。

⑩障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事業者が利用者に対して、必要とするサービスを適切に提供できるよう取り組みます。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
県が実施する研修への参 加人数	参加者数 (人)	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払 等システムによる審査結 果を共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払 等システムによる審査結 果の共有の実施回数	実施回数 (回)	12	12	12	12	12	12

《見込量算出の考え方》

令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度のサービス利用実績、令和 5 (2023) 年度のサ
ービス利用見込みを基礎として、見込みます。

(2) 見込量確保の方策

サービスの実施については相談支援事業所及び関係機関と連携し、適切な支給決定を行います。比企地域自立支援協議会等を活用して地域生活支援拠点等の整備を検討するとともに、サービス提供事業者の確保などの基盤整備を図ります。また、予算の確保を図ります。

4 地域生活支援事業の利用状況と見込量

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

(1) 理解促進・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁※」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会※の実現を図る事業です。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
理解促進・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

(3) 相談支援事業

①相談支援事業

障害のある人、障害のある児童の保護者または障害のある人等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとする事業です。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業（委託）	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

②基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能を強化します。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

(4) 成年後見制度*利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図る事業です。

サービスの内容	利用件数 (件／年)	実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業	2	1	2	2	2	2	2

※令和 5 年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を増やすため、圏域による研修を行い、体制を整備することで、障害のある人の権利擁護を図る事業です。

サービスの内容	実施の有無	実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

サービス名	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等がその他の人と話すとき等、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

サービスの内容	利用件数 (件／年)	実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者派遣事業	98	37	75	80	80	80	80
要約筆記者派遣事業	0	1	1	1	1	1	1

※令和 5 年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を助ける事業です。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日常生活用具	介護・訓練支援用具 ※1	利用件数 (件／年)	4	0	2	2	2
	自立生活支援用具	利用件数 (件／年)	2	0	4	4	4
	在宅療養支援用具 ※2	利用件数 (件／年)	1	1	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件／年)	2	1	6	3	3
	排泄管理支援用具	利用件数 (件／年)	658	775	792	800	810
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数 (件／年)	2	1	1	1	1

※令和 5 年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことをサポートするために、手話語彙及び手話表現技術を習得した方（手話奉仕員）を養成する事業です。町単独での実施が困難な場合は、近隣町村との連携による共同実施を検討します。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和 5 年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

サービスの内容		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	利用人数 (人／年)	7	8	10	12	14	16
	利用時間 (時間／年)	424.25	763.0	960.0	1,050	1,170	1,300

※令和 5 年度は見込み

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

サービスの内容			実績			見込量		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援セン ター機能強化事業	設 置 数	圏域で設置	2	2	2	2	2	2
		他市町村 利用分	1	0	0	0	0	0
	利用人数 (人／年)	4	7	12	14	16	18	

※令和 5 年度は見込み

(11) その他事業

町の判断により、障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を「その他事業」として実施しています。

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。
生活訓練等事業	障害のある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進するための事業です。
訪問入浴サービス事業	家庭内で入浴することが困難な障害のある人等に対し、移動浴槽車を派遣し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	障害のある人等の自立更生を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業です。
自動車改造費助成事業	障害のある人等の社会復帰の促進を図るため、自動車改造に要する費用の一部を助成する事業です。
地域移行のための安心生活支援居室確保事業	障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていくよう地域生活への移行や定着を支援する事業です。緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

サービスの内容	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援事業	利用人数 (人／年)	4	4	4	4	4
生活訓練等事業	利用人数 (人／年)	1	1	0	1	1
訪問入浴サービス事業	利用人数 (人／年)	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	利用人数 (人／年)	1	0	0	1	0
自動車改造費助成事業	利用人数 (人／年)	1	0	0	1	1
地域移行のための安心生活支援居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）	居室	1	1	1	1	1

※令和 5 年度は見込み

第6章 計画の推進

本計画に掲げた施策は、地域生活、教育、労働、保健、生活環境、権利擁護など、幅広い分野に渡るとともに、障害のある人それぞれのライフスタイルに合わせての一貫した支援が必要なことから、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に、また、着実に施策を推進していく必要があります。そのため、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取組を進めていきます。

1 計画の推進の基本方針

本計画の内容を達成するために、以下の事項を計画推進の基本方針として取り組んでいきます。

- 保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化します。
- 県等の関係機関や近隣市町村、民間団体など、多様な主体と相互に連携を強化します。
- 障害のある人への生活支援が、総合的・効果的に展開できるよう、各種サービスのネットワーク化を進めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画の進捗状況を確認・評価し、「広報おがわ」や町のホームページ等を通じて町民に公表・報告していく必要があります。計画の推進・進行管理を町の担当課により、効果的かつ着実に進めていきます。

①計画内容の着実な推進と進行管理

- 本計画の各施策・事業について、各担当課が、自己評価を行いながら計画に基づく実施に努め、進捗状況の把握と評価を行います。
- P D C Aサイクル※を導入し、年度毎に計画の進捗状況を把握し、分析・評価をもとに新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

②「地域自立支援協議会」との連携

- 進捗状況の評価に際しては、周辺の市町村と共同で設置している「比企地域自立支援協議会」と適宜連携を図り、広域的な視点を導入するようにします。

③町民への公表

- 町は、関係機関と協働で計画の進捗状況を取りまとめ、町民に公表・報告します。

資料編

1 用語説明

あ行

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT（インフォメーション・テクノロジー：情報技術）ではなく、情報通信技術（ICT）を用いる例が増えている。

あんしんサポートねっと

社会福祉協議会が実施しているサービスで、判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする。社会福祉協議会と契約して利用する。

一般就労

障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。一方、就労継続支援事業所などで就労することを福祉的就労という。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。自分の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮※」が提供される等が必要とされている。

音声コード

二次元バーコード。専用の読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。

か行

共生社会

誰もがお互いに支え合い、それぞれの違いをお互いに認め合えるような社会。また、地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。

権利擁護センター

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害のある人が安心して生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・助言などを行っている。

合理的配慮

障害のある人が他の者と平等に生活するために必要とされる変更や調整のこと。いわゆる「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン※」も合理的配慮の一部。例えば次のようなことが合理的な配慮とされる。

- ・段差をなくして、スロープを設置する。(肢体不自由)
- ・拡大教科書を用意する。(視覚障害)
- ・教材用ビデオへの字幕の挿入。(聴覚障害)
- ・漢字の読みなどに対してルビを振る。(知的障害)
- ・学校で看護師をつける。(病弱)
- ・気持ちを落ち着かせる小部屋を用意する。(情緒障害)
- ・メモ等による情報提供(発達障害)

さ行

埼玉県思いやり駐車場制度

障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進すること。埼玉県では、令和5年11月からこの制度を導入している。

社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもののこと。社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）及び観念（偏見など）、その他一切のものが含まれる。

支援籍学習

障害のある（特別な教育的ニーズのある）子どもたちが、在籍する学校または学級以外にも籍を置いて、必要な学習活動を行うこと。小・中学校に在籍する子どもたちが、通常の学級と特別支援学級との間で必要な学習に参加したり、特別支援学校の自立活動などの専門的な学習に参加する。また、特別支援学校に在籍する子どもたちが、小・中学校の学習に参加する。

重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

就労アセスメント

働くことを希望する障害者が、適切な「働く場」（一般就労※、A型事業所、B型事業所等）を選択することを支援するため、その障害者の就労面や生活面に関する情報を把握することを目的として行うもの。

成年後見制度

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度

た行

通級指導教室

言語障害や難聴などの児童生徒に対して、一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導を主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、委員会や研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

な行

Net119 緊急通報システム

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムのこと。

農福連携

農業分野における障害のある人の就労を支援し、工賃水準の向上と農業の支え手の拡大を図る取組のこと。

は行

パブリック・コメント

町が政令や省令、各計画等を定めようとする際に、事前に、広く住民から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てる目的とする制度のこと。

ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは、障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ仲間として障害のある人などの相談に応じ、ともに問題解決を図ること。障害者が自らの経験を活かして同じ境遇にある仲間をサポートする人のことをピアソーターという。

P D C A サイクル

策定(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)のサイクルで計画等のマネジメントを行うもの。

避難行動要支援者

障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人のこと。

福祉的就労

障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働く一般就労※に対し、就労継続支援事業所などで就労することを福祉的就労という。

ま行

モニタリング

現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要的サービスは提供されていないか等を観察・把握すること。

や行

ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている、18 歳未満の子どものこと。18 歳以上の若者のケアラーについても切れ目のない支援が必要。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていこうとする考え方。

2 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例

平成 28 年 9 月 16 日

条例第 20 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画(以下「計画」という。)の策定等に当たり、必要な事項について審議するため、小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年小川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成29年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例中第1条及び附則第2項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年小川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(経過措置)

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の小川町障害者計画・障害福祉計画策定委員会条例の規定によりされた手続、処分その他の行為は、この条例による改正後の小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例の規定によりされた手續、処分その他の行為とみなす。

3 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会名簿

区分	団体名等	氏名	備考
障害者団体 関係者	身体障害者関係団体	安野 育男	
	身体障害者関係団体	岡野 徹	
	聴覚障害者関係団体	山内 由紀子	
	知的障害者関係団体	田中 由美子	副委員長
	難病患者関係者	山下 サト	
保健、医療及び 福祉関係者	医師会	瀬川 豊	委員長
	歯科医師会	渡部 俊哉	
	民生・児童委員協議会	清水 茂	
	社会福祉協議会	岸田 直幸	
	ボランティア団体	島田 勇子	
	ボランティア団体	石川 史子	
	委託相談支援事業所	林 茂史	
	障害者就業・生活支援センター	手塚 章太朗	
	障害者施設関係者	大澤 康秀	
	障害者施設関係者	島崎 俊江	
公募委員	町民	田中 勉	
	町民	田端 幸子	
町長が必要があると認める者	学校教育課長	宮澤 忍	
	生涯学習課長	磯田 雅之	

4 小川町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会設置要綱

令和2年10月1日
訓 令 第 10 号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、小川町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長及び別表に掲げる課の長が指名する者をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、検討委員会を総括する。
- 4 委員長は副町長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 小川町障害者計画・障害福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成28年訓令第28号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

所 属	
総務課	都市政策課
政策推進課	学校教育課
防災地域支援課	生涯学習課
子育て支援課	長生き支援課
にぎわい創出課	健康福祉課
建設課	

5 小川町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定検討委員名簿

課名	職名	氏名
	副町長	◎藤井大司
総務課	主席主査	内田節也
政策推進課	主席主査	石川俊一
防災地域支援課	主幹	神田哲也
子育て支援課	主査	坂本香代子
にぎわい創出課	主席主査	竹澤正博
建設課	主席主査	関根直人
都市政策課	主席主査	門倉真一
学校教育課	主幹	武川悟
生涯学習課	主幹	新井貴
長生き支援課	主幹	○小澤美智子

◎委員長 ○副委員長

(事務局)

課名	職名	氏名
健康福祉課	課長	岸栄子
	主幹	梅原淑恵
	主席主査	関口恵美子
	主任	柳雄大

6 計画策定の経過

年月日	会議名等
令和4年 10月24日	第1回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会 ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要説明 ・策定スケジュールの説明 ・アンケート調査について
11月21日	第1回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要説明 ・策定スケジュールの説明 ・アンケート調査について
12月～ 令和5年 1月	障害者に関するアンケート調査の実施 ・障害者 対象者数 1,464 有効回収数 861 有効回収率 58.8% ・18歳以上の町民 対象者数 1,000 有効回収数 438 有効回収率 43.8%
8月30日	障害者計画・障害福祉計画等にかかる懇話会（出席者7人） ・共生社会※の実現に向けて ・障害者への理解を深めるために ・社会参加に向けて ・日々の暮らしの充実のために ・住みよい地域づくりに向けて ・その他
9月25日	第2回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会 ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要説明 ・策定スケジュールの説明 ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画素案について
11月22日	第2回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要説明 ・策定スケジュールの説明 ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画素案について
令和6年 1月5日～ 1月28日	パブリック・コメント※ ・意見提出者数 2人 (10件)
2月6日	第3回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会 ・パブリック・コメントの結果について ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画案について
2月16日	第3回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 ・パブリック・コメントの結果について ・小川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画案について

**小川町第5次障害者計画・
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

令和6（2024）年3月

発行 小川町

編集 小川町健康福祉課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

Tel 0493-72-1221（代表） Fax 0493-74-2341

